 我们已为	- 01: 水庭川电	> 10 - 12 C F F											
経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品 :	名	事	故	通		内 容	- T	事	故	原	因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A201400682	電気ストーブ() ンヒーター)	カーボ		を製品を 生した。	使用後、∫。	割辺を 煩	尭損する	る火	○当該製品の外観に異常にたが、消し忘れ防止用のター	イマー基板の部品の記	羊細は確認できなかっ	った。○使用者は、当該	(受付:2015/01/20)
2014-2435									製品のスイッチがONの状態の動作に異常は認められなる 品に近接する扉を焼損した	かった。●当該製品の ものと推定される。	カスイッチを切らずに	こ外出したため、当該製	
2014/12/05									使用しない。」旨、記載され	れている。			
(事故発生地)													
東京都								、				()	
							(火ジ	災)				(E2)	
A201500004	電気温風機(セ クファンヒータ				使用中、 災が発生		品及び馬	哥辺	○焼損部位は本体後下部の 部は焼損して穴が空いていまででは、 電源コードは本体内部で結っ	た。〇電源コードのス	 体側プロテクターに	は切り開かれていた。○	(受付:2015/04/02)
2015-0042									なお、電源コードと内部 側にはビニルテープが巻か	配線の接続箇所(圧着 れたものが残存し、う	昏端子)は残存してい テープを剥がすと電源	いた。○電源コードの片 原コードの芯線が手より	
2015/03/14									接続されており、電源コー て166cmと短くなって! 当該製品は、電源コードが	いた。○その他の電気	。 記部品に発火の痕跡に	は認められなかった。●	
(事故発生地)									修理された部分で異常発熱 る。 なお、取扱説明書に	は「コードが傷んだと			
兵庫県							/ 1.4	\	い。」旨、記載されている。	0		(50)	
							(火災	災)				(F2)	
A201500054	電子レンジ				使用中、 が発生した		品の庫内	内を	○庫内及び外郭に焦げ痕 ファンモーター等の内部電	気部品に異常は認めら	られなかった。○マィ	イコンの履歴から、過去	(受付:2015/04/21)
2015-0166									にエラーの記録はなく、最行 ていた食品は、下部が炭化 炭化していることから、使	していた。●当該製品 用者が食品を手動レン	品の電気部品に異常に レジモードで長時間加	は認められず、調理物が 加熱したため、過加熱と	
2015/04/09									なり発煙に至ったものと推 合は、設定時間を控えめに				
(事故発生地)													
神奈川県							(火ジ	‹‹‹ \				(E2)	
												· ·	
A201500205	ヘアドライヤー				ため確認 ^っ 損する火き				○当該製品の外郭は床面にた。○ヒーター部分に異常された。○ヒーター部分に異常されたは中間部分で2か所断線	発熱や溶融痕などの出	出火の痕跡は認められ	∩なかった。○電源コー	(受付:2015/06/29)
2015-0591			0						分は電源プラグや製品のプ 源コードが断線し溶融痕が	ロテクター部分ではな 認められることから、	なく、中間部分であっ この部分から出火!	った。●当該製品は、電 こ至ったものと推定され	
2015/06/10									るが、断線部分は通常の使り ストレスが当該部分に加わなお、電源コード及び電	っていたものと考えら	られ、製品に起因した	ない事故と推定される。	
(事故発生地)													
大阪府													
							(火ジ	災)				(F2)	
		_	_	_	_	_	_						

# 故													
電話機用) で売電中、当該製品及び周辺を換損する 次文が発生した。	消費者庁管理番号 NITE管理番号	品名	, 1	事	故	通	口 内	容	事	故	原	因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
2015-0761	A201500232		(携帯										(受付:2015/07/10)
2015/06/29	2015-0761	· 電話機用)					グラジャ:	疣損 9 る	脱落して残存していた。 た。○当該製品のDCプ	○当該製品のDCプラグラグ付着物分析の結果、	ず先端、及びプラグ! 塩素成分(Cl):	端子部樹脂が溶融してい が検出された。○当該製	
度事務	2015/06/29								│ 機を接続し充電した際に 浸入したため、DCプラ	、DCプラグと携帯電記 グの電源出力端子(1番	5機のコネクターの₹ ≸端子)とコネクタ・	接続部に導電性の液体が ーシェル間で、電気的に	
東京都	(事故発生地)								定される。 なお、取扱	説明書には、「水や飲料	水、ペットの尿な		
A201500233 携帯電話機(スマート フオン) 当該製品を他社製ACアダブターに接続した電中、当該製品及び周辺を焼損 する火災が発生した。 2015-0762 2015-0762 2015/06/29 (事故発生地) 東京都 電気こんろ 電気こんろ 電気こんろ 出該製品の上に置いていた可燃物及び、放降、火災、火傷の原因になる」旨、記載とれている。 (要付:2015/07/10) の当該製品のマイクロUSBコネクター部以外に、異常は関められなかった。○当該製品のマイクロUSBコネクター部以外に、関いと解し、スケのコラグとマイクロUSBコネクターのと連続としたとは、人のアグブターの電源出力端 ティン・ロリSBコネクターの機能が良人したため、ACアダブターの電源出力端 ティン・ロリSBコネクターの接続部に、導電性の液体が浸入したため、ACアダブターの電源出力端 ティン・ロリSBコネクターの接続部に、非常性の液体が浸入したため、ACアダブターの電源出力端 ティン・ロリSBコネクターの接続部に、非常性の液体が浸入したため、ACアダブターの電源出力端 ティン・ロリSBコネクターの接続部に、非常に変し、次のカロス・イン を	東京都												
2015-0762 表して充電中、当該製品及び周辺を焼損 する火災が発生した。								(火災)				(E2)	
製品のマイクロUSBコネクター部を交換したところ、正常に充電動作した。○当該製品のマイクロUSBコネクター間を交換したところ、正常に充電動作した。○当該製品のマイクロUSBコネクター間を分析した結果、塩素成分(CI)が検出された。 ●当該製品とACアダブターを接続して充電した際に、ACアダブターの電源出力端 子とマイクロUSBコネクターの技機が浸入したため、ACアダブターの電源出力端 子とマイクロUSBコネクターの技機が浸入したため、ACアダブターの電源出力端 子とマイクロUSBコネクターの主機では抗体をもって短絡し、双方のコネクターの部類に 中間で発射して、焼損に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書、起動時のメイン液 晶画面表示、及び携帯電話の背面書告ラベルに、「本機が濡れている状態で絶対に充電しな い、故障、火災、火傷の原因になる」旨、記載されている。 (火災) (E2) A201500236 ②当該製品の上に置いていた可燃物及び 周辺を焼損する火災が発生した。 ③当該製品の上に置かれた I H クッキングヒーターが、底面から受熱して焼損していた。 〇月消防到着時、当該製品の上に置かれた I H クッチンよみは、日盛「強力 位置を指しており、通電状態であ った。○当該製品上面には可燃物の延伸による燃焼物の付着やスス汚れがあるが、電源コード、内部配線、スイッチに換損節所はなく、異常は認められなかった。○当該製品の動作を確認したところ、スイッチラまみの操作でヒーターが「入人切」し、動作に異常は認められなかった。○当該製品の動作を確認したところ、スイッチラまみの操作でレーターが「入人切」し、動作に異常は認められなかった。○当該製品のが「なく、異常は認められなかった。○当該製品との「より、サーフ・ロ転止め部が軸金具との指動により摩耗しており、当該製品は、同間が表が表し、ところ、スイッチラまみが回り、ヒーターが発熱し、上に置かれたI H クッキングヒーターに着火したものと推定される。 なお、当該製品は、長期使用(2 0 年以上)により、ケース回転止め部が軸金具との指動により摩耗していたことも事めの表に、日間で表した。「と明したところものと推定される。 なお、当該製品は、長期使用(2 0 年以上)により、ケース回転止め部が軸金具との指動により摩耗していたことも事故発生に影響したと考えられる。	A201500233		?- -	続して	充電中.	、当該製品			マイクロUSBコネクタ	一周辺の外郭が溶融し、	マイクロUSBコ	ネクターの脱落が認めら	(受付:2015/07/10)
(事故発生地) 東京都	2015-0762			する火	災か発:	生した。			製品のマイクロUSBコ マイクロUSBコネクタ	ネクター部を交換したと 一周辺の付着物を分析し	ころ、正常に充電した結果、塩素成分	動作した。○当該製品の (CⅠ)が検出された。	
(事故発生地) 東京都	2015/06/29								USBコネクターの接続	部に、導電性の液体が浸	是入したため、AC	アダプターの電源出力端	
(火災) (E2) (ででは、 (では、 (では、 できない。 できないい。 できない。 できない。 できないい。 できないい。 できないい。 できない。 できないい。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 でき									時間で発熱して、焼損に 晶画面表示、及び携帯電	至ったものと推定される 話の背面警告ラベルに、	。 なお、取扱説 「本機が濡れてい	明書、起動時のメイン液	
A201500236 電気こんろ 当該製品の上に置いていた可燃物及び 周辺を焼損する火災が発生した。 ○当該製品の上に置かれた Hクッキングヒーターが、底面から受熱して焼損していた。 の消防到着時、当該製品のスイッチつまみは、目盛「強」位置を指しており、通電状態であった。○当該製品上面には可燃物の延焼による燃焼物の付着やスス汚れがあるが、電源コード、内部配線、スイッチに焼損箇所はなく、異常は認められなかった。○当該製品の動作を確認したところ、スイッチでまみの操作でヒーターが「入/切」し、動作に異常は認められなかった。○当該製品のかた。○当該製品のかた。○当該製品のかた。○当該製品のから「強」への右回転止めかかりは未使用品に比べいさく、スイッチつまみに斜めの「切」から「強」への右回転止めトルクは未使用品に比べいさい荷重でつまみが押し込まれた。○当該製品は未使用品に比べいさい荷重でつまみが押し込まれた。○当該製品は20年以上使用された製品であった。●当該製品の近くを使用者が通った際、荷物等がスイッチつまみが回り、ヒーターが発熱し、上に置かれた Hクッキングヒーターに着火したものと推定される。 なお、当該製品は、長期使用(20年以上)により、ケース回転止め部が軸金具との摺動により摩耗していたことも事故発生に影響したと考えられる。	朱水即							(火災)	· 、	赤囚になる」日、 記戦で	:10 C 0 · Ø 。	(E2)	
2015-0765 1	A201500236	電気こんろ						燃物及び	○消防到着時、当該製品	のスイッチつまみは、目	盛「強」位置を指	しており、通電状態であ	(受付:2015/07/10)
の「切」から「強」への右回転止めトルクは未使用品に比べ小さく、スイッチつまみに斜め 押し荷重を付加したところ当該製品は未使用品に比べ小さい荷重でつまみが押し込まれた。 (事故発生地) 京都府 京都府 の「切」から「強」への右回転止めトルクは未使用品に比べ小さく、スイッチつまみが開め 対したところ当該製品はより単れたため、会場当該製品の近くを使用者が通った際、 荷物等がスイッチつまみに触れたため、スイッチつまみが回り、ヒーターが発熱し、上に置かれた Hクッキングヒーターに着火したものと推定される。 なお、当該製品は、長期使 用(20年以上)により、ケース回転止め部が軸金具との摺動により摩耗していたことも事故発生に影響したと考えられる。	2015-0765								ド、内部配線、スイッチ	に焼損箇所はなく、異常	は認められなかっ	た。○当該製品の動作を	
(事故発生地) 京都府 京都府 京都府 京都府 京都府 京都府 ある。 の当該製品は20年以上使用された製品であった。●当該製品の近くを使用者が通った際、 荷物等がスイッチつまみに触れたため、スイッチつまみが回り、ヒーターが発熱し、上に置 かれた Hクッキングヒーターに着火したものと推定される。 なお、当該製品は、長期使 用(20年以上)により、ケース回転止め部が軸金具との摺動により摩耗していたことも事 故発生に影響したと考えられる。	2015/06/22								なかった。○当該製品の の「切」から「強」への	ケース回転止め部が軸金右回転止めトルクは未使	会具との摺動により 使用品に比べ小さく、	摩耗しており、当該製品 、スイッチつまみに斜め	
京都府 かれた Hクッキングヒーダーに着火したものと推定される。 なお、当該製品は、長期使 用(20年以上)により、ケース回転止め部が軸金具との摺動により摩耗していたことも事 故発生に影響したと考えられる。	(事故発生地)								○当該製品は20年以上	使用された製品であった	こ。●当該製品の近	くを使用者が通った際、	
	京都府								かれた Hクッキングヒ 用(20年以上)により	ーターに着火したものと 、ケース回転止め部が朝	推定される。 な	お、当該製品は、長期使	
								(火災)	- 大心上にが音 ひにとうん	· • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		(E2)	

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品	名	事	故	通	知 内)容	事	故	原	因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A201500237	電気冷蔵庫			店で当該 火災が昇			建物を全	たが、機械室内の電装部品	品及び内部配線に出火	の痕跡は認められな	内部が著しく焼損してい かった。〇電源コードは	(受付:2015/07/10)
2015-0745								機体外の複数箇所で断線し 機体出口から約43cmの 電源コード長を測定し、外	の位置にあり、通常使 又損していないことが	語用で外力が加わらな 「確認された。●当該	い箇所であった。また、 製品本体に出火の痕跡が	
2015/06/27								認められず、通常の使用に 、電源コードに過度な外力 に至ったものと考えられ、	力が加わったため、被 製品に起因しない事	覆が損傷して短絡、	スパークが発生し、出火	
(事故発生地)								品安全法の技術基準に適合	合している。			
兵庫県												
							(火災)				(F2)	
A201500263	電気カーペッ	٢		製品を使する火災			占及び周辺	収納していた。〇当該製品	品は外観上、電源コー	・ドにのみ異常が認め		(受付:2015/07/21)
2015-0853								常は認められなかった。〇 部に溶融痕が認められた。 められた。〇断線部の芯線	断線部の外被には圧 線の素線に多数の小さ	迫痕や捩れの痕跡が い溶融痕が認められ	認められ、焦げや穴が認 た。●当該製品の電源コ	
2015/07/05								ード断線部に屈曲によるタったものと推定される。 張る、ねじる、東ねる、1	なお、取扱説明書の 重い物や保温性の良い	警告表示に、「コー物を載せる、挟み込	ドを無理に曲げる、引っ む、カーペットの下を通	
(事故発生地)								すなどしない。コードが頻	尭損し、火災、感電の	原因となる」旨、記	載されている。	
兵庫県												
							(火災)				(E2)	
A201500300	電気洗濯機			製品を使する火災			品及び周辺	ル等の樹脂部品の洗濯槽側	則が焼失していた。○)洗濯モーター、コン [・]		(受付:2015/08/07)
2015-1007								全ての電気部品に溶融痕等 存しており、溶融痕等出りないことから、製品に起因	火の痕跡は認められな	かった。●当該製品		
2015/07/25												
(事故発生地)												
東京都												
							(火災)				(F2)	
A201500339	コンセント		当該 生した		が周辺を対	焼損する	火災が発	方式は押締端子式であり、	片側の端子板に傾き	が認められた。〇当		(受付:2015/08/24)
2015-1009								は、片側が分岐部付近で圏の欠落と溶融が認められた。 であった。 〇事故は新たに	た。○当該製品は約1 こエアコンを設置した	5年前のエアコン設 約2か月後に発生し	置時に取付けられたもの た。●当該製品の設置時	
2015/07/26								又は新たにエアコンを設置 良により過熱し、出火に到)には、「端子ねじはして	Eったものと推定され	る。 なお、当該製	品の梱包箱(取扱説明書	
(事故発生地)												
大阪府												
							(火災)				(D1)	

200000	- 115,1%	三川 电入(教品											
経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品	名	事	故	通	知	勺 :	容	事	故	原	因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A201500341	エアコン	(室外機)			使用中、 災が発生		品及び	「周辺	○当該製品は外郭の焼 ーター、電気配線等、当 認められなかった。○圧	該製品の全ての電気部	品が残存しており、		(受付:2015/08/24)
2015-1175									認められながった。 品に出火の痕跡が認めら				
2015/08/11													
(事故発生地)													
千葉県													
							(火	く災)				(F2)	
A201500343	携帯電話機	送	続して		也社製 A 当該製				○マイクロUSBコネ った。○マイクロUSB の変形はなく、ピン同士	コネクター、他社製A	CアダプターのDC		(受付:2015/08/25)
2015-1177			9 0 %	.火 //·光 <u>-</u>	E U/~。				面が表示され、焼損した マイクロUSBコネクタ	部品を交換して充電し 一内部で、当該製品で	たところ、正常な充 は使用されていない	電動作が認められた。○ Na(ナトリウム)、C	
2015/08/14									接続して充電した際に、 グ端子接続部に導電性の	当該製品のマイクロU 液体などの異物が浸入	SBコネクターとA 、付着していたため	、DCプラグの電源出力	
(事故発生地)									│ ピンとコネクターシェル │ 電流によって異常発熱が			て短絡状態となり、短絡 なお、取扱説明書には、	
神奈川県									「水に濡れた状態で充電 る。	しない。」、「水に濡	れた際は水抜きを行	う。」旨、記載されてい	
							(〈災)	3 0			(E2)	
A201500344	ACアダラ 電話機用)	プター(携帯	て充電	中、当	也社製携 亥製品及				ラグ及びマイクロUSB	コネクターのピンに屈	曲などの変形はなく		(受付:2015/08/25)
2015-1178			火災が 	発生した					異常は認められなかった 子接続部で、当該製品で 異物の成分が検出された	は使用されていないN 。●当該製品は、携帯	a(ナトリウム)と 電話機を接続して充	C I (塩素)等の導電性 電した際に、当該製品の	
2015/08/14									浸入、付着していたため をもって短絡状態となり	、DCプラグの電源出 、短絡電流によって異	カピンとコネクター常発熱が生じて焼損	に至ったと推定される。	
(事故発生地)									なお、取扱説明書には	、「水や飲料水を掛け	ない。」旨、記載さ	れている。	
神奈川県													
							(火	く災)				(E2)	
A201500347	延長コート	:		製品を(が発生)	使用中、 した。	当該製品	品を焼	損す	る状況であった。○電源	から3番目の刃受金具	の両極に溶融痕が認	れており、水が掛かり得 められ、導電板が両極と った。●当該製品は、水	(受付:2015/08/26)
2015-1180									槽の水が掛かり得る状況 部に水が浸入し、刃受金	で使用されていたこと 具の異極間でトラッキ	から、個別スイッチ ング現象が発生し、	操作部などの隙間から内 出火に至ったものと推定	
2015/07/08									される。 なお、取扱説 など)では使用しない。			· 场、台所、	
(事故発生地)													
大阪府													
							(火	く災)				(E2)	

	•	电入级品											
経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品	名	事	故	通	知	内	容	事	故	原	因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A201500357	照明器具		当該 生した	類品及で :。	が周辺を	を焼損	する火	く災が発	スと安定器間に、より線る	3 芯のケーブルを用い	いるべきところ、単線	施工時には、端子ボック2芯のケーブルが使用さ	(受付:2015/08/31)
2015-1234									れており、そのうちの1々 。○当該製品の本体及びP 。●当該製品は、施工時(内部の配線、安定器に こ、端子ボックスとち	には、焦げ、焼損等の 記定器の配線に不適切	異常は認められなかった なケーブルを使用したた	
2015/08/04									│ め、施工や経年に伴うスト │ れる。 なお、取扱説明書 │ O. 75mm2)3芯」を	書には、端子ボックス	くと安定器の配線に「		
(事故発生地)													
東京都													
							(火災)				(D1)	
A201500418	パワーコンデ (太陽光発電			がした <i>た</i> する火災					認められた。○当該製品内	内部に雨水の浸入によ	こる汚れが認められ、!		(受付:2015/09/29)
2015-1528	用)								力接続端子部まで水没した 防止が講じられておらず、 配管(PF管)には水抜き	また太陽光モジュー き用の穴加工が施され	-ルから当該製品間の れていなかった。○P	ケーブル配線を収納する F管内部に雨水が浸入し	
2015/09/17									た痕跡が認められた。●当 浸入を防止する処置並びに め、配管から浸入した水が	こ製品内部に水が溜ま	らないようにする施	設を講じていなかったた	
(事故発生地)									現象が発生し焼損したもの する。配管に水抜き穴を記			、「配線開口部をシール	
東京都													
							(火災)				(D1)	
A201500433	水槽用ろ過器			類品を係 する火災				及び周辺	○当該製品は、電源プラ はロックしておらず、コマ 器具の電源コードの表面、	イルにも異常が認めら	れなかった。○当該		(受付:2015/10/09)
2015-1588									にわたり電源プラグとサー かったことより、トラッ ³	- ビスコンセントとの キング現象が生じて出	D間に水垢が付着し、 出火に至ったものと推	手入れが十分に行われな 定される。 なお、取扱	
2015/09/17									説明書には、「コンセント 取り除く」旨、記載されて		なひ刃の取り付け面は!	定期的に方れやホコリを	
(事故発生地)													
大阪府													
							(火災)				(E2)	
A201500456	エアコン]を半焼す .た。現場					悪く、使用者は電源プラク	グの抜き差しで入切を	としていた。○当該製		(受付:2015/10/23)
2015-1664									プラグから約10cmの追 痕が認められた。○当該 ターに溶融痕等の出火の卵	製品の電源プラグ、内 良跡は認められず、電	R部配線、制御基板、 『流ヒューズも溶断し	表示基板及びファンモー ていなかった。●詳細な	
2015/09/13									使用状況が不明のため事品 りや屈曲などの過度の外力 に至ったものと推定される	力が繰り返し加わった	ため、電源コードが	断線、スパークし、出火	
(事故発生地)									適合しており、取扱説明書 停止をしない。」旨、記載	書には、「電源コード			
愛知県										···			
							(火災	死亡)				(F2)	

	- 01.次庭/11电人												
経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	l	事	故	通	知	内	容	事	故	原	因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A201500460	ヘアドライヤー				使用中、 災が発生			び周辺	○電源コードの断線部の流	は線に、ねじれや屈		-ドプロテクターは屈曲	(受付:2015/10/26)
2015-1695									し、本体根元部に亀裂及で度なねじれや屈曲等のスト 、出火に至ったものと推り	トレスが繰り返し加 定される。 なお、	わったため、コード芯線 取扱説明書には、「電源	泉が断線してスパークし 見プラグや電源コードを	
2015/10/14									乱暴に扱わない、変形され 電源コードは、電気用品5				
(事故発生地)													
山形県							(火災)				(E2)	
A201500472	電気冷蔵庫		当該 を負傷		持ち上げ	で移動	動中、	右手指	○運搬時に触れていた 左下付近が変形し、端面(血痕が認められた。○当 る状態だった。○同等品		(受付:2015/11/02)
2015-1724									にはバリがあった。○出れ 確認しており、当該製品の 手を持たずに運搬していた。	の記録に異常は認め	られなかった。○使用者	首は素手で運搬用の取っ	
2015/10/04									用者が運搬用の取っ手を持 、変形した圧縮機力バーの 扱説明書には、「保護具	寺たずに、素手で当 D端部に触れたため	該製品背面下部の底面を 、事故に至ったものと推	を持って運搬していた際 差定される。 なお、取	
(事故発生地)									の取っ手を持ち静かに運ぶ			UM Lubramic 브메그마	
茨城県													
							(重傷)				(E2)	
A201500479	照明器具(センサ)	一付	当該 生した		び周辺を	焼損っ	する火	災が発	○当該製品は2階ベラン 外郭樹脂に溶融があるが、 いた注意喚起のシールが弱	内部から出火した		ヒ。○本体に貼付されて	(受付:2015/11/05)
2015-1737									団がかぶさったため、セン のと推定される。 なお、	ンサーが感知して点 取扱説明書及び本	灯し、電球の熱で布団か	が過熱されて出火したも	
2015/10/27									燃物を近づけない」旨、記	记載されている。			
(事故発生地) 千葉県													
 							(火災)				(E2)	
A201500484	エアコン(室外機	ŧ)			該製品を 損する火				モーターは、配線被覆が爆	尭失していたが、断		りられず、モーター巻線	(受付:2015/11/06)
2015-1736									に焼損は認められなかった 絶縁被覆は焼失していたた に搭載された部品やはんた	が、短絡等の異常は	認められなかった。○制	御基板は、ファン寄り	
2015/10/27									れなかった。○機械室内は 及び内部配線類に焼損は記事故原因の特定には至られ	はススけていたが、 忍められなかった。	制御基板、コンプレッサ ●事故発生時の詳細なり	ナー、リアクタ、四方弁 犬況が不明なことから、	
(事故発生地)									出火の痕跡が認められない				
大阪府							(火災)				(F2)	
							(ハ火ノ				(12)	

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品	名	事	故	通	知	内	容	事	故	原	因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A201500491	電気湯沸器			核製品の る火災が			3及び居	辺を焼	○電源プラグの片側の格 いていた。○外れた栓刃に	は、栓刃の先端に金属	属摩耗の跡が認められ、	電源コード芯線カシメ	(受付:2015/11/10)
2015-1762									部端部には溶融痕が認めら 電源プラグのブッシングで 体や壁コンセントに異常は	ゔコードがねじれ、ネ は認められなかった。	坡覆が溶融し芯線が断線 ●当該製品の電源コー	していた。○湯沸器本 ドに過度な屈曲やねじ	
2015/10/29									れが加わり、電源プラグの と推定される。 なお、取 っ張ったりしない。」旨、	又扱説明書には、「富			
(事故発生地)													
奈良県													
<i>X</i>							(火災)				(E2)	
A201500513	電気こんろ			核製品の. €焼損す				物及び	○本体の外観及び内部に イプであり、電源ノイズに	こよる誤動作は起こる	さないものであった。○	スイッチつまみは、パ	(受付:2015/11/19)
2015-1864									ネル面より飛び出していた た。●当該製品は製品内音 械式スイッチであり、電源	『に出火の痕跡は認め	められず、つまみがプレ	ートと同一の高さの機	
2015/11/12									事故と推定される。				
(事故発生地)													
大阪府													
							(火災)				(F2)	
A201500516	電気洗濯機		当該 生した	核製品及₹ こ。	び周辺]を焼損	する火	災が発	○当該製品は運転されて は洗濯槽を中心に内側から	ら焼損しており、洗濯	翟槽は左側面付近が焼け	抜け、洗濯槽底面に焼	(受付:2015/11/20)
2015-1863									損した衣類等が溶着してい 部品に出火の痕跡は認めら 酸化すると発熱する物質が	っれなかった。●当記 が付着した衣類等が淡	该製品に出火の痕跡が認 先濯槽に入れられたまま	められないことから、	
2015/11/11									、酸化発熱し、衣類等から	ら出火したものと推り	定される。		
(事故発生地)													
佐賀県							(火災)				(E2)	
A201500540	電気冷蔵庫		当該 生した	変製品及∂ ≿。	び周辺]を焼損	する火	火災が発	○背面下部の機械室が閉 いたが、庫内に焼損は認め	りられなかった。○ホ	幾械室内の基板類、配線	類、コンプレッサー等	(受付:2015/12/01)
2015-1943									の電気部品は、ススの付着 プラグにも断線や溶融痕等 ておらず、コンセント回路	手の異常は認められた 各のブレーカーも作動	なかった。○制御基板の 動していなかった。●当	電流ヒューズは溶断し 該製品の電気部品に出	
2015/11/20									火の痕跡が認められないこ	ことから、製品に起図	因しない事故と推定され	る。	
(事故発生地)													
大阪府													
							(火災)				(F2)	

	• 01. 外庭川。	D 7 10 22 AA											
経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品	名	事	故	通	知	内	容	事	故	原	因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A201500550	電気こんろ							電気製品 く災が発				ルが当たった。〇当該製	(受付:2015/12/07)
2015-2032			生した		談製品 6	ど万垻	.9 OV	く火が完	品は、身体や物が接触しがスイッチガードを取りた スイッチ及びつまみが交換がせば、交換前に比べつ	付けた改修済み品であっ 換されていた。○当該製	た。○スイッチガ 品の交換後のスイ	ード取り付け実施後に、 ッチ及びつまみの組み合	
2015/11/24									mm飛び出る構造となっ まみ交換に関知はしてい び出る長さの部品に交換	なかった。●当該製品は されていたことにより、	、スイッチつまみ 自転車を部屋に入	がスイッチガードから飛 れた際にハンドル等がつ	
(事故発生地)									まみに触れてスイッチが、 される。	入り、当該製品の上に置	かれていた電気製	品を焼損したものと推定	
東京都							,	.1 \				(D0)	
							(火災)				(D2)	
A201500553	照明器具		当該 災が発			周辺	を汚損	する火	により結線されていた。	○□出線の1本は、圧着	スリーブ端部近辺		(受付:2015/12/08)
2015-2029									で半断線しており、いず 範囲で短絡痕が認められ 認められた。○電源線は	た。○電源線は、2本と 、2本とも圧着スリーブ	も被覆を剥いた際端部近辺で短絡痕	に付いたとみられる傷が が認められた。○当該製	
2015/11/17									品は、光源部のグローブ ット等の電気部品に出火 部に、絶縁処理が不十分	の痕跡は認められなかっ	た。●当該製品は、	、口出線と電源線の結線	
(事故発生地)											7 00 7	272 0 07 C 1EXC C 110 W 8	
福井県												4 =	
							(火災)				(D1)	
A201500555	暖房便座				者が当記 負った。		を使用	引したと	ントから抜いていた。○	事故発生時に入居者に付	き添っていた職員		(受付:2015/12/08)
2015-2034									ずに入居者に使用させて 裏等に低温火傷を負った。 状態であった。○当該製	。○事故発生後に施設の	職員が確認したと	ころ、便座は通電された	
2015/10/09									たものの、キズ、打痕、 高」の状態で通電し、便 。○制御基板、ヒーター	変形等の異常は認められ 座表面温度を測定したと	なかった。○温度 ころ、異常な温度	調節位置を「低」及び「 上昇は認められなかった	
(事故発生地)									。	通電状態の便座に長時間	着座していたため [,]	低温火傷を負ったものと	
北海道										、「長時間使用した場合	に低温火傷の恐れ	があるため、お年寄り、	
							(重傷)	HO-304 C 11 C 1 O 0			(E2)	
F													

		••					
経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品 名	事故通知内容	事	故	原	因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A201500557	電子レンジ	当該製品を使用中、当該製品を焼損し 、周辺を汚損する火災が発生した。	、調理が始まり加熱され	る仕様であった。○使用	者は、普段から当		(受付:2015/12/08)
2015-2035			ーを戻していなかった。 上面にススの付着が認め 一内部に油等の汚れが認	られたが、他の部分に異められた。〇内部の電気	異常は認められなか 気部品及び電源コー	った。○庫内のドアカバ ドに焼損等は認められな	
2015/11/25				化し、炭化物に電波が集 なお、取扱説明書には	集中してスパークし は、「庫内が空のま	、樹脂部が焼損して出火 ま加熱しない。」、「途	
(事故発生地)			中で加熱を中止するとき	はタイマーつまみは必す	げ「0」に合わせる。	。」旨、記載されている	
埼玉県			0				
		(火災)				(E1)	
A201500563	延長コード	当該製品及び周辺を焼損する火災が発 生した。	端子板の一部が焼失して	いた。○当該製品の焼損	員部を成分分析した:		(受付:2015/12/10)
2015-1920			れていない「硫黄」及びは、外郭表面にススの付電源プラグ内に導電性異	着が認められたが、内音 物が侵入し、端子板の両	『に異常は認められ 「極間でトラッキン	なかった。●当該製品の グ現象を生じて出火した	
2015/11/10			ものと推定される。 な物などを掛けない、水が記載されている。				
(事故発生地)							
岡山県							
		(火災)				(E2)	
A201500567	発電機(携帯型)	工事現場で当該製品を使用中、一酸化 炭素中毒で4名が軽症を負った。	が一酸化炭素中毒となっ	た。○当該製品の外観に	二異常は認められな。		(受付:2015/12/11)
2015-2063			換気状態から換気量を推 炭素濃度を計算したとこ 当該製品を屋内でおな	ろ、人に軽度の一酸化炭 換気を行わないまま使用	c素中毒の症状が現 目したため、一酸化	れる暴露量であった。● 炭素中毒に至ったものと	
2015/11/27			考えられ、製品に起因し は、「屋内で使用すると た区域では絶対に使用し	数分で死に至るおそれか	がある、屋内やガレ		
(事故発生地)							
兵庫県						4	
		(CO中毒)				(E2)	
A201500582	発電機(携帯型)	物置小屋で当該製品を使用していたと ころ、一酸化炭素中毒で1名が死亡した	○当該製品は、換気設 た。○当該製品は正常に 製品に異常は認められず	作動し、排気ガスの臭し	1、色等に異常は認	0m3)で使用されてい められなかった。●当該 L たため、排気ガスによ	(受付:2015/12/15)
2015-2111		0	り屋内の一酸化炭素濃度 体及び取扱説明書には、	が上昇し、一酸化炭素中 「排気ガス中毒のおそれ	中毒に至ったものと		
2015/12/04			用しない。」旨、記載さ	40 くいる。			
(事故発生地)							
群馬県							
		(死亡 CO中毒)				(E1)	

	• 01. 外庭川	0112100											
経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品	名	事	故	通	知	内	容	事	故	原	因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A201500583	l H調理器		当該 災が発:			周辺:	を焼損	員する火	れたところ、右側IHヒ	- ター上の天ぷら鍋に	残存していた少量の重		(受付:2015/12/15)
2015-2112									○当該製品の外観及び内 、加熱機能及び温度過昇 ターと右側 Hヒーター(防止、空だき防止機能	能に異常は認められなが	いった。○左側IHヒー	
2015/12/03									の通電は、つまみを押し 。○事故発生時、左側 I あった。●当該製品の詳	込むだけでなく、押し Hヒーターに通電され	、込んだ後につまみを匠 tた(やかんでお湯がタ	回す動作が必要であった #いていた)かは不明で	
(事故発生地) 神奈川県									が、当該製品に異常は認め 天ぷら鍋の油が過熱し出	められなかったことか	Nら、使用時に右側	Hヒーターが通電され、	
TTANTAN							(火災)				(F2)	
A201500611	電気こたつ		当該生した。		び周辺を	焼損	するり	く災が発	かった。〇当該製品の中	間スイッチは外郭樹脂	fの一部が焼損し、樹肌		(受付:2015/12/25)
2015-2177									いた。○中間スイッチ内 が焼損していた。○使用: ット用のトイレマットが!	者はペット(猫)を飼	育しており、当該製品	品の電源コード付近にペ	
2015/12/16									至らなかったが、当該製成 低下し、トラッキング現	品の中間スイッチ内部	『に液体が浸入したた&	り、端子間の絶縁性能が	
(事故発生地)													
神奈川県							(火災)				(F2)	
A201500619	電気ポンプ				製品を使 感電し、			動からお こした。	│ ○当該製品は本体を水り │ 部まで浸かった状態で、 │ コードは、浴場の窓越し	通電した当該製品を浴	ら槽に沈めて排水を行った。		(受付:2015/12/28)
2015-2228									コードは、冷場の心感と コード保持金具もハンド. に力が加わり、コードの	ルから外されていたた	とめ、本体側プロテクタ	マー部でコードに横向き	
2015/12/18									の3極プラグであったが、 た屋外コンセントは、接 。●当該製品は、電源コ	也用端子がアースされ	いておらず、漏電遮断器	景も設置していなかった	
(事故発生地)									ド被覆に亀裂が生じたた。	め、使用者が浴槽内で	この排水作業のために当	当該製品を浴槽に沈めた	
三重県									際、漏電が発生し感電し、 漏電遮断器を設置している。 電源コードは電気用品がの漏でが出るでいるでは動しない。 ででは動しない。 」旨、記載されている。	いなかったことも、事 取締法の技術基準に通 呆護装置を必ず取りた	■故発生に影響したもの 適合しており、取扱説明 けける。」、「人の入っ	りと推定される。 なお 月書には、「ポンプ専用 っている所では絶対にポ	
							(死亡)				(E1)	

	•	_ : ::::											
経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品	名	事	故	通	知	内	容	事	故	原	因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A201500623	コンセント		飲食.		該製品を	焼損す	する火	災が発	溶融痕が認められた。○月	屋内配線が速結端子の	奥まで十分に挿入さ;		(受付:2015/12/28)
2015-2222									れた。○当該製品の刃受けた。●当該製品を設置、別 た。●当該製品を設置、別 、長期使用に伴い配線接続	施工した際に、屋内配	線の速結端子への挿ん	入が不十分であったため	
2015/12/13									న .				
(事故発生地)													
三重県							(火災)				(D1)	
A201500628	接続ケーブル 発電システム		当該		び周辺を	焼損3	する火	災が発	ーブル及び周辺の壁が焼掛	員していた。○焼損し [*]	ていた中間位置のプ		(受付:2015/12/28)
2015-2230									水コネクターで途中接続さ 部に溶融痕が認められた。 められた。○隣接するマイ	また、接続されてい	たオスコネクターの	接続端子先端に溶融が認	
2015/12/24									ケーブルが焼損、芯線が 、当該製品に施工時に取り 修を修了した施工 D取得	り付けられたものと判	断した。〇当該製品	は、事業者の電気工事研	
(事故発生地)									ネクターの接続不良により 常発熱し、出火したものと	り、内部に水が浸入し			
神奈川県							(火災)				(D1)	
A201500641	エアコン(室	201 楼)	坐■	制品を	使用中、	坐転			○当該制品及び客内機//	- 出水の痕跡は認める	れかかった ○内外	■	(受付:2016/01/08)
2015-2251	エ / コ / (主	= / 111,000			火災が発				足し)されており、当該技 線3本のうち1本の途中技 融していた。○焼損してい	接続部の配管カバー、 接続部の焼損が著しく	絶縁被覆が焼損して 、速結端子の導電金	いた。○内外連絡線の芯 具が芯線との接続部で溶	(文13.2010/01/00/
0010/01/00									られなかった。 られなかった。 品及び室内機に出火の痕跡	は9年前に使用者の知	人により移設された	ものであった。●当該製	
2016/01/02									られることから、製品に起				
(事故発生地)													
大阪府							(火災)				(F2)	
A201500655	水槽用ヒータ	! —			使用中、		製品及						(受付:2016/01/13)
2015-2265			を焼預	する火?	災が発生	した。			該製品は著しく焼損してお子等に異常は認められながられなかった。●当該製品かったが、当該製品内部にと推定される。	かった。○当該製品の 品の詳細な使用状況が	電源コードは断線し 不明であるため、事	ていたが、溶融痕は認め 故原因の特定には至らな	
(事故発生地)													
福岡県							(火災)				(F2)	
							(ハベノ				(12)	

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品	名	事	故	通	知	内	容	事	故	原	因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A201500666	電気冷蔵庫		工場 した。	で当該製	製品を	·焼損す	「る火災	そが発生	○当該製品は工場で接続 が保管されていた。○当記	該製品は、防爆構造を ²	有する薬品専用の保管	管庫ではなく、家庭用の	(受付:2016/01/15)
2015-2299									冷蔵庫であった。○当該 の庫内に保管していた引り スタットの接点で生ずるり	火性が高く、揮発性のア 火花等に引火したもの。	高い接着剤が僅かに》 と推定される。 なね	弱れ、当該製品のサーモ S、取扱説明書には、「	
2015/12/16									引火しやすいものは入れな	ない。爆発する危険がる	ある。」旨、記載され	にている。	
(事故発生地)													
長崎県													
							(火災)				(E1)	
A201500675	電気冷蔵庫		寮で が発生		品及び	周辺を	を焼損す	る火災	○天板の右半分が焼け払 電源コードは、一部絶縁被 。○内部配線の絶縁被覆に	波覆が焼損していたが、	断線や溶融痕等の昇		(受付:2016/01/19)
2015-2333									かった。○その他内部の電 当該製品は、事故発生時の	電気部品は全て残存し の詳細な状況が不明の	ており、出火の痕跡! ため事故原因の特定!	は認められなかった。 ● こは至らなかったが、当	
2016/01/01									該製品に出火の痕跡が認め	められなかったことか	り、製品に起因しない	` 事政と推定される。	
(事故発生地)													
京都府													
							(火災)				(F2)	
A201500696	布団乾燥機		してい	たところ	5、当	該製品	品のプラ	ンて使用 ラグ部及	ず、電源プラグを交換する	ると正常に動作した。(○電源プラグは栓刃る		(受付:2016/01/25)
2015-2315			ひ周辺	を焼損す	する火	災が角	6生した	=0	メ部で芯線が断線し、断線で、電源コードに捩れ跡が 故原因の特定には至らなが	が認められた。●当該 かったが、当該製品の	製品の詳細な使用状況 電源プラグ内で電源:	兄が不明であるため、事 コードの断線が認められ	
2016/01/12									たことから、電源コードにに異常発熱し焼損に至った				
(事故発生地)													
愛知県													
							(火災)				(F2)	
A201500710	エアコン(室外	外機)						ጷ製品を 発生した	○当該製品は正面から身 止めではなくガムテープで	で留められていた。○ス	本体内右側の制御基札	反は焼損が著しく、電源	(受付:2016/01/28)
2015-2407			0						入力部は欠損していた。(るファストン端子及び配約 より隙間が生じていたため	線に溶融痕が認められた め、本体内に雨水が浸	た。●当該製品の閉鎖 入し、制御基板の電源	単弁カバーの取付不良に 原入力部間でトラッキン	
2016/01/18									グ現象が生じ、出火に至っ	ったものと考えられ、氰	製品に起因しない事故	女と推定される。	
(事故発生地)													
茨城県													
							(火災)				(F2)	

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	, 1	事	故	通	知	内	容	事	故	原	因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A201500738	電気温水器							当該製品 が発生し	○当該製品は、通気口 一の焼損が著しく、固定:			いた。〇ヒーター用リレ かられた ○固定接点会	(受付:2016/02/08)
2015-2485			ていた。		2 C / J J R	, v.	<i>7</i> , <i>7</i> , <i>8</i>	7,210	具以外の電気部品に異常 った。●当該製品が密閉 具付近の樹脂が絶縁不良	は認められなかった。 された収納庫に設置さ により炭化し、トラッ	○配管部分に漏水なるれたため、リレー内 れたため、リレー内 キング現象が発生した。	どの異常は認められなか 部で結露し、固定接点金 たため出火に至ったもの	
2016/01/27									と推定される。 なお、 しないこと。結露して、 となる。」旨、記載され	壁面にカビが発生した			
(事故発生地)													
鹿児島県													
							((火災)				(D1)	
A201500812	温水式浴室暖房換 燥機	复気乾			吏用中、 する火災			E焼損し E。	品に出火の痕跡は認めら	れなかった。●当該製	品の使用状況が不明れ	アンモーター等の電気部なことから、事故原因の	(受付:2016/03/02)
2015-2673									特定に至らなかったが、 事故と推定される。	ヨ該製品に田火の狼跡	か認めりんないことが	いり、製品に起因しない	
2016/02/26													
(事故発生地)													
福岡県													
							((火災)				(F2)	

製品区分: 02.台所・食卓用品

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品	名	事	故	通	知	内	容	事	故	原	因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A201500585	圧力鍋			製品で 内容物:				虫ったと 易した。		(ロックピン)が上がりE らしたが、10分程待って			(受付:2015/12/15)
2015-2113									たが、事故発生時の状況	蓋を下方向から見上げる∂ 兄は覚えていないとのこ∂ 夏のロックレバー表面が浴	と。○当該製品の本体	本取っ手裏面に亀裂及び	
2015/10/30									いていない状態であった に圧力調整装置及びロッ	た。○事故発生後に当該勢 ソクピン内部に汚れによる	製品内部が洗浄された る詰まりがあったかと	こことから、事故発生時 ごうかは確認できなかっ	
(事故発生地)									び脱着について、不具合	及び蓋に変形等の異常は詞 合は認められなかった。(蓋と本体が完全に嵌合る)当該製品で再現試験	倹を行ったところ、正常	
神奈川県									事故原因の特定には至ら	どの現象は認められなかっ らなかったが、当該製品に なと推定される。 なお、	こ事故に繋がる異常な	が認められないことから	
									、数曲に過過しなり手に	XC1EXC1000 3000	コ欧交出は、この名		
							((重傷)				(F2)	
A201500811	やかん							って持ち 容けて外	故当時、業務用ガスこん	製の取っ手が溶けていた <i>だ</i> もろを使用して、やかんの	D底(直径:19cn	n)からはみ出さない程	(受付:2016/03/01)
2015-2159			れ、お	湯がこり	ぼれて	火傷を	負った		はなくポリプロピレンで	て事故が発生した。○当記 であった。○同等品を使斥 ける状態を再現できず、記	用して再現試験を実施	施したが、笛吹き部樹脂	
2015/11/07									。●当該製品の使用状況	兄が不明なことから、事 まは発生しなかったことが	対原因の特定には至ら	らなかったが、再現試験	
(事故発生地)													
熊本県													
							((重傷)				(F2)	

製品区分	1 03.燃焼器具						110: 0010
経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事	故	原	因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A201500307	密閉式(BF式)ガス (給湯付)ふろがま(当該製品を点火したところ、爆発し、 周辺を破損し、1名が軽傷を負った。	○当該製品が設置され [・] ガス(液化石油ガス)が	ている浴室内で、使用者 入ったスプレー(パーツ	が虫を退治しよう。 ノクリーナー缶)を	と殺虫剤代わりに可燃性 噴霧した後、当該製品を	(受付:2015/08/10)
2015-1013	都市ガス用)	ALCONO (INTERCATOR	点火しようとしたところが 当該製品は浴室床面に設 ガス漏れ、機器の変形は	爆発した。○スプレーを 置され、浴室床面は浴室	を噴霧した後、浴室の 医扉より低い位置であ	の換気はしなかった。○ あった。○当該製品には	
2015/07/30			められなかった。●当該! 噴霧したことで、スプレー 滞留し、その状況下で点!	製品に異常が認められな 一に使用されている可燃	iいことから、使用 ^き 然性ガス(液化石油:	者が浴室内でスプレーを ガス)が浴室内に充満、	
(事故発生地) 東京都			なお、取扱説明書には、 ンなど引火性危険物を使 カセットこんろ用ボンベ	「火災の原因となるので 用しない。爆発の恐れか	で、機器の周辺では があるので、機器の	灯油、ガソリン、ベンジ 周辺や上にスプレー缶、	
		(火災)				(E2)	
A201500380	ガス栓(都市ガス用)	当該製品に接続したガスこんろを点火 したところ、周辺を焼損する火災が発生	○当該製品は、2口ホー ことが義務づけられた1			流出安全機構)を有する いなかった。○使用者が	(受付:2015/09/08)
2015-1387		した。	当該製品を開け、ガスこん んろが接続されたガス栓 されておらず、また、ガ	は閉栓となっており、開	栓となっていたガブ	ス栓にはガス機器が接続	
2015/08/30			たところ、開栓及び閉栓 もに規格値内であり、異 、使用者がゴム管未接続:	こおいてガス漏れの発生 常は認められなかった。	Eはなかった。また、 ●当該製品に異常	、つまみ操作力は左右と が認められないことから	
(事故発生地)			ガスに引火し、火災に至			と 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1	
新潟県							
		(火災)				(E2)	
A201500474	ガスこんろ(都市ガス 用)	当該製品及び周辺を焼損する火災が発 生した。	○使用者が留守中に当 囲の可燃物及びガス用ゴ. 模様形状の焼損残渣が認	ム管等を焼損していた。	○当該製品の左こん		(受付:2015/11/04)
2015-1721			。〇当該製品内部に発火 のススの付着状況から、	の痕跡は認められなかっ 事故当時点火ボタンは「	った。○点火ボタン。 「開」状態であった。	と器具栓の間の樹脂部品 と判断された。●詳細な	
2015/04/11			使用状況が不明のため事 められないことから、何 ていた可燃物に引火し火	らかの要因で当該製品 <i>の</i>)点火ボタンが押され	れ、こんろの上に置かれ	
(事故発生地)							
兵庫県		(), (()				(50)	
		(火災)				(F2)	
A201500488	ガスこんろ(LPガス 用)	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、2名が軽傷を負った。	○使用者がおかゆを調 められた。○当該製品に が不明のため事故原因の	内部から出火した痕跡は	は認められなかった。		(受付:2015/11/10)
2015-1755			とから、製品に起因しな			。	
2015/10/24							
(事故発生地)							
大阪府		(火災)				(F2)	
		() () ((: = /	I

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故	通	知	内	容	事	故	原	因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A201500489	開放式ガス瞬間湯沸器 (都市ガス用)	当該製品 生した。(○使用者が当該製品を使 濡れ雑巾で消火しガス栓を 及び周辺を焼損していた。	を閉じた。○当該製品の	中央左下のガス接	続部を中心に継手ホース	(受付:2015/11/10)
2015-1756							認められなかった。○当記 り、接続にシール材を使用	核製品のガス接続部のね 用しない構造であったが	じ部はTU(テー 、ねじ部にシール	·パーユニオン)ねじであ ·テープの残存物が認めら	
2015/10/30							れた。○使用者の知人が、 ●当該製品は、使用者の知 ガス接続部のねじ部にシー	日人が従来使用していた	継手ホースをその	まま使用し、当該製品の	
(事故発生地)							部がシールされずにガスだなお、取扱説明書には、	が漏れ、漏れたガスが当 「ガス配管工事は必ずガ	該製品から引火し	たものと推定される。	
大阪府						(.lw.)	が行う。」旨、記載されて	ている。		(= 0)	
					((火災)				(E3)	
A201500495	継ぎ手ホース(都市ガ ス用)	当該製品 を焼損する A20150048	火災が多	発生した		及び周辺	○使用者が当該製品が持 出火し、当該製品、湯沸器 の接続用ソケットから12	器及び湯沸器の背面の壁	の一部を焼損した		(受付:2015/11/12)
2015-1770		A20150048	92 pj-	−争议)			の接続用フグットから	の根元でガス漏れが認め	られた。○当該製	品の熱影響のない箇所は	
2015/10/30							かった。○当該製品のTし であるが、湯沸器の接続語	J(テーパーユニオン) 部にシールテープの焼損	ねじの接続にはシ 残さが認められた	ール材は使用しない仕様 。○使用者の知人が従来	
(事故発生地)							から使用していた当該製品者の知人が従来から使用は	されていた当該製品をそ	のまま新規の湯沸	器にシールテープを使用	
大阪府							して接続したため、接続きれる。 なお、取扱説明書 材は絶対使用しない。」	書には、「有資格者や専	門業者が工事する	。」「TUねじにシール	
					((火災)				(E3)	
A201500499	ガスこんろ(都市ガス 用)	当該製品	を焼損す	する火タ	災が発生	主した。	して放置していたところ、	グリル排気口より、炎	が上がり当該製品		(受付:2015/11/13)
2015-1772							該製品のグリル扉、グリル 右側にススが付着していか ○ガス導管の直線部と左右	た。○こんろ台の上には	日常的に水が溜ま	っている状態であった。	
2015/11/02							き部の近くに点食(孔食) し、一部が残存していた。	が複数認められた。○ ○当該製品のケース下	当該製品のグリルの裏面(下側)が	底板が腐食し大半が脱落 全面的にサビが発生し、	
(事故発生地)							表面(上側)には右側に履 因を特定できなかったが、				
大阪府							ある複数の穴から水がこに 板が腐食、脱落するととも 、製品に起因しない事故と	もにガス導管が腐食して			
					((火災)	・ 、 衣印に配囚 いない 学取り	_ J正AC C 1 V O 0		(F2)	

製品区分: 03.燃焼器具 <u>No. 0017</u>

- 老吅区力	· 00.866954	H 77										
経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品	名	事	故	通知	1 内	容	事	故	原	因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A201500505	ガスこんろ 用)	(LPガス			バ周辺を焼 ≧傷を負っ		火災が発	○当該製品に接続されて すい当該製品より上に設置	置されていたが、設置者	「については不明で	あった。○当該製品のグ	(受付:2015/11/16)
2015-1846								リルの点火ボタンは押され 損していた。●当該製品に ていたため、グリルを点火	ニ接続されたガスホース ⟨後にその場を離れてレ	、(ゴム管)がグリ <i>が</i> る間に、ガスホー)	ル排気口付近に設置され スがグリル排気口からの	
2015/10/25								熱で溶融し、漏れたガスに 取扱説明書には、「使用時 ゴム管は、機器の上や下を	∮は周囲が高温になり □	「ム管が溶けてガス	漏れの原因となるため、	
(事故発生地)												
岩手県												
							(火災)				(F2)	
A201500512	石油ストーフ)	ブ(開放式			合油タンク を焼損する			○使用者が給油のため、 クから給油して口金を下に ろ、当該製品の後に火が見	向けて運び、当該製品	トにセットしてタン		(受付:2015/11/19)
2015-1861			o					品は全体的に焼損している 焼損が著しかった。○当該	らが、特に正面のしん調 核製品は、給油時自動消	関節つまみ周りと、 対火装置が搭載され	背面の電池ケース上方の ており、しん調節つまみ	
2015/11/12								及びしんは、消火の位置と は残っていなかった。〇九 ていたが、周辺に灯油が溢	ュートリッジタンクの泊 ≟れた痕跡は認められな	量計のアクリル樹脂 なかった。また、カー	脂が熱により一部溶融し ートリッジタンクの口金	
(事故発生地) 埼玉県								部分は、リコール対象のも 筒内側及び中筒外側にもス められ、油受皿下部にあた	ススの付着が認められた	。〇置台表面は概念	ね全面にススの付着が認	
獨並从								、採取してライターで火を に堆積した経緯は不明であ ースト状の物質があったか	E付けると良く燃える可 ろった。○当該製品が置	「燃物であることがん 量かれていたカーペ	確認されたが、置台表面 ット上にも置台の形でペ	
								ースト状の物質があったが 一ろかは不明であった。●当 きなかったため、事故原因	4該製品が発火源と推定	されるが、出火に	至るメカニズムが特定で	
								れないことから、製品に起				
							(火災)				(F2)	
A201500531	石油ストープ	ブ(開放式	施設 ⁻ した。	で当該集	製品を焼損	する火	災が発生	○使用者は普段から当該 ていた。○使用者は当該集	以品の消火ボタンを押し	て消火した。その	約1時間30分後、当該	(受付:2015/11/27)
2015-1909								製品の燃焼筒の外側に炎を ッジタンクを抜き差しした 消火位置であった。〇燃炉	こところ、炎が上がった 特筒の外側(ガラス表面	:。○しん調整レバ- ī)に多量のススが^	一及び燃焼筒内のしんは 付着していたが、内側に	
2015/11/18								はススの付着は認められす 油漏れの痕跡は認められす は認められなかった。○当	『、カートリッジタンク á該製品内部にガソリン	にねじの緩み、異ないの成分は検出された。	物の挟み込みなどの異常 なかった。○当該製品は	
(事故発生地) 新潟県								、約5年前に譲り受けた中 細な使用状況が不明なこと 跡が認められないことから	:から、事故原因の特定	こには至らなかった。		
							(火災)				(F2)	

- 表吅凸刀	• 03. 燃烧谷具						<u> </u>
経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品 名	事故通知内容	事	故	原	因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A201500546	カセットこんろ	当該製品を使用中、周辺を焼損する火 災が発生した。	○当該製品を点火しよ 製品に焼損は認められな;	うとしたところ、床面 <i>0</i> かった。○当該製品の重	の可燃物が焼損し、原 動作確認を行ったとこ	問辺に延焼した。○当該 ころ、ガス供給部にガス	(受付:2015/12/04)
2015-1953			漏れなどの異常は認めら; が使用されていた。●詳 該製品にガス漏れは認め	細な使用状況が不明のた	とめ事故原因の特定し	こは至らなかったが、当	
2015/11/14			に引火し、周辺の可燃物	が焼損したものと考えら	られ、製品に起因した	ない事故と推定される。	
(事故発生地)							
山形県		(火災)				(F2)	
A201500572	開放式ガス温風暖房機 (都市ガス用)	当該製品を使用中、当該製品を焼損す る火災が発生し、1名が重傷を負った。	着衣の背中に火が付いた。	。○火災現場から、破裂	望したスプレー缶が数		(受付:2015/12/11)
2015-1948			製品は、全体に焼損して 常燃焼を起こした痕跡は られなかった。○ガス通	認められなかった。また	と、バーナーに変形や	や詰まり等の異常は認め	
2015/11/30			は認められなかった。● かったが、当該製品に異 起因しない事故と推定さ	当該製品の使用状況が7 常燃焼やガス漏れ等の出	F明なことから、事t	汝原因の特定には至らな	
(事故発生地)			起因しない事故と正定と	1000°			
愛知県		, , <u>-</u>				()	
		(火災 重傷)				(F2)	
A201500576 2015-2097	ガス栓(LPガス用)	当該製品に接続したガスこんろを使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が 発生した。	中に当該製品付近で炎が 。〇当該製品の右側のつ	上がり、当該製品、迅速 まみが焼損、溶融してい	慰継手、ガスホース』 いたが、漏れはなく、	つまみの開閉操作に異	(受付:2015/12/14)
2013 2037			常は認められなかった。(傷等の異常は認められな	かった。○当該製品とこ	フライパンの縁との顕	距離は約110mmと近	
2015/11/19			い距離であり、迅速継手 今まで異常なく使用され れやシール部分に異常は	ていた。●当該製品は右	5側のつまみが焼損、	溶融していたものの漏	
(事故発生地)			用いて、調理中にフライル りガスホースや迅速継手:				
大阪府		(火災)	る。			(F2)	
A201500591	屋外式(RF式)ガス 瞬間湯沸器(LPガス	当該製品を使用中、浴室で気分が悪く なり、2名が一酸化炭素中毒で軽症を負	え、救急車で病院に搬送	された。○当該製品は層	屋内のガレージに設置	ろ、めまい等の症状を訴 置され、ガレージは物置	(受付:2015/12/18)
2015-2135	用)	った。	として使用され、シャック ところ、異常燃焼を生じ、 交換器の集熱フィンにス.	、排気ガス中の一酸化炭ス付着と詰り、給気口と	炭素濃度は2, 00(≤給気ファンの羽根)ppmを超えた。○熱 邸にススとホコリの付着	
2015/12/10			が認められた。○ガレー 当該製品は屋内のガレー 着等の要因で異常燃焼を	ジ内に設置して使用され 生じ、ススで集熱フィン	ιたため、酸欠及び約 √部を閉塞して一酸ℓ	合気ファンへのホコリ付 比炭素を発生し、ガレー	
(事故発生地)			ジ内が高濃度の一酸化炭 と推定される。	素濃度となり、窓から浴		流入し事故に至ったもの	
京都府		(CO中毒)				(D1)	
		(00甲毋)				(11)	I

表吅区刀	• 00. 然/社 稻												
経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品	名	事	故	通	知	内	容	事	故	原	因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A201500603 2015-2168 2015/12/14 (事故発生地) 東京都	迅速継ぎ手(用)	都市ガス	ろを使		当該製品		「周辺 を	ブスこん た焼損す ・ 、 火災)	ガスこんろの背面側からご の	火ム態」なしか反け動、たての扱いが管でとってっか反け動、たての状が管がでとってっかたか接の事接に対していた。でガスいたでとってっかだか接の事接がしたなった。に該かムとよう生もットでは、付き部、「神製との然し、状にをというない。 でとってっからけ動、たての扱いがでというできない。 でいるが、というでは、大いでの扱いが、大いでの扱いが、大いでがあい。 でいるが、大いでの扱いが、大いでいる。 でいるだけ、大いでの扱いが、大いでといいでいる。 でいるだけ、大いでの扱いが、大いでといいでいる。 でいるだけ、大いでいるが、大いでいる。 でいるだけ、大いでいるが、大いでいる。 でいるだけ、大いでいるが、大いでいる。 でいるだけ、大いでいる。 でいるだけ、大いでいるが、大いでいる。 でいるだけ、大いでいる。	あおてい品ん摺に字そ態当推音 かりいてのだまで、無いでの が当かいての指と環れに が進りでする はいてのが を がしての構げでさとるま を とム を がは、 部造 で はれが。 を と る ま と る ま と る ま る 、 環 る 内 構 げ で さ と る ま る ま ま こ 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	U字が表示され、では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	(受付:2015/12/25)
A201500618 2015-2211 2015/12/20 (事故発生地) 千葉県	ガスこんろ(用)	ΊLPガス		を製品を				を全焼す	●事故値前れたために 家族に呼ばれたたいることり、 をはいいていいていいでもいいでもいいでは、 会院が止装置が付いが著し、 会院が出場品は焼損ができる。 会にでいるできる。 会にでいる。 会にでいる。 会にでいる。 会にでいる。 会にでいる。 会にでいる。 会にできる。 の調されている。 会にでいる。 会にできる。 の調されている。 の調されていいできる。 の調されていいできる。 の調されていいできる。 の調されていいできる。 の調されていいできる。 の調されていいできる。 の調されていいできる。 の調されていいできる。 をいいできる。 の調されていいできる。 の調されていいできる。 のでき。 のでき。 のでき。 のできる。 のでき。 のできる。 のでき。 のでき。 のでき。 のでき。 のでき。 のでき。 のでき。 のでき	製品の前を離れて3を離れて3を離れて3を離れて3を離るでいた生時にが焼失といるではを出るのではない。 本では発生品類が大きにが焼失がはいるではないではないではないではないではない。 でいたものと推定されていたものと推定されていたものとをなったものとをなった。	5日はでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、こ	左こんろにのみ調理油過 は付いていなかった。○ 経路の気密性を確認する 属部品(スピンドル)の た。●使用者が当該製品 を離れたために、油が過	(受付:2015/12/28)
							((火災)				(E2)	
A201500624	継ぎ手ホース ス用)	.(LPガ	ガス機		用したと	こころ	、当該	接続して 核製品及 こ。	れなかった。○当該製品 に、焼損は認められなか	のガス栓側ソケット摺 った。○同等品を用い	動環の、ガス栓に接 て、ガス栓との接続	が不完全な場合の気密性	(受付:2015/12/28)
2015-2213									を確認した結果、ソケッットとガス栓の接続が不 で引火したものと考えら:	完全であったため、ガ	ス栓との接続部に生	当該製品のガス栓側ソケ じた隙間からガスが漏れ	
(事故発生地) 福井県							(〔火災〕				(F2)	

	- 00.MM/96 HI) (
経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故	通 知	内	容	事	故	原	因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A201500625	ガス栓(LPガス用)	飲食店で当記 続してガス機器	景を使用し	たところ	。 当該	かった。○当該製品のコン	セントロに打痕や変形	りは認められなかっ		(受付:2015/12/28)
2015-2214		製品及び周辺を 。	を焼損する	火災が発	き生した	ズ機構(過流出安全機構) 認められないことから、製			にガス漏れに至る異常は	
2015/12/16										
(事故発生地)										
福井県				(火災)				(F2)	
A201500633	密閉式(BF式)ガス 給湯付ふろがま(LP	当該製品の点ろ、当該製品を				○当該製品の外観は、ケ れた。○本体内部に焼損し	た痕跡はなく、冠水路	亦も認められなかっ	た。〇ガス通路にガス漏	(受付:2016/01/04)
2015-2216	ガス用)	۰				れは認められなかった。○められなかった。○熱交換のため事故原因の特定には	器に水漏れや閉塞は記 至らなかったが、当記	忍められなかった。 亥製品に異常は認め	●詳細な使用状況が不明 られないことから、何ら	
2015/12/22						かの外的要因で点火し難い 点火時の火花が引火して異れる。				
(事故発生地)										
愛知県				(火災)				(F2)	
100150001						0.45-1.44.5	V + 1241		(: - /	(= // 00/ 0 /0/ /0/)
A201500634 2015-2217	石油給湯機(薪兼用)	当該製品を煩	発損する火.	災が発生	Eした。	○当該製品は、正面のた 部及び缶体の一部が腐食に の間に木材が挟まれており	より破損していた。(、安全装置の解除スペ	○バーナー内部の燃 イッチが押し込まれ	焼制御装置と外郭ケース た状態であった。○炎検	(受付:2016/01/04)
2015-2217						出器は樹脂ケースの先端が イグナイターにススが堆積	[し、イグナイターはカ	枚電不良、ノズルは	噴霧不良の状態であり、	
2015/12/20						着火した場合も燃焼不良の 奨は4m)、横方向が下り った。●当該製品の安全装	勾配で設置され、通気	気性能を満足する設	置条件を満足していなか	
(事故発生地) 茨城県						焼不良により生じた未燃灯 たものと推定される。	油が機器内部にたまり	り、たまっていた未	燃灯油に着火し、焼損し	
30,33710				(火災)				(F2)	
A201500635	リモコン(ガス給湯付 ふろがま用)	当該製品を炒	焼損する火	災が発生	Eした。	認められた。○基板は部品	ⅳ面、裏面ともに焼損し	しており、常時電源		(受付:2016/01/05)
2015-2225						基板の銅箔間に著しい焼損 、特に下側に汚れが集中し 引き込み用の穴が空いてい	ていた。○当該製品だた。●当該製品内部(が取り付けられてい こ虫が侵入し、虫の	た背後の壁面には、配線 死骸、糞尿が堆積したた	
2015/12/27						め、基板の絶縁性能が低下 	し、トラッキング現象	象を生じて出火に至	ったものと推定される。	
(事故発生地)										
東京都				(火災)				(F1)	
				(ハベノ				(11)	

表面色刀	• 00. 燃烧品只											
経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品 2	名	事	故	通	知 内	容	事	故	原	因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A201500651	石油ストーブ()	開放式		製品を が発生		当該製品	を焼損す	が炎は消えず、灯油が溢	れてきたため、家人が	消火器で消火したか	たため消火操作を行った 『当該製品を焼損した。〇	(受付:2016/01/12)
2015-2268								れなかった。○しんは済 かった。○反射板、天板	が が が が が が が が が が が が が り が り り り り り	り、先端にはタール ススの付着はなく男	それ以外に異常は認めら しはなく異常は認められな 関常は認められなかった。	
2015/12/28								漏れの痕跡は認められた 製品は異常燃焼の痕跡に	cかった。○本体内の置 はなく、しんに異常はな	台上に綿ホコリの堆 く、製品に異常は認	計油タンク及び油受皿に油 種ででである。 関められなかったが、置台	
(事故発生地) 兵庫県								焼筒内部で気化した灯泡 不安定となり、燃焼筒内	hが綿ホコリに染み込み、 引部からしん案内筒下部	、一次空気の供給カ	、綿ホコリで閉塞され、燃 が閉塞されて燃焼筒の炎が 1リに着火し拡大したと考	
							(火災)	えられ、製品に起因した 	い事故と推定される。		(F2)	
A201500654	ガスこんろ(都i 用)	市ガス		製品を が発生		当該製品	を焼損す	した。〇グリル内の焼き	網上及びグリル受皿に	炭化物が付着してい	際にグリル庫内から出火 た。●当該製品のグリル	(受付:2016/01/13)
2015-2271									設明書には、「火を着	けたまま離れない。	「過熱し出火したものと推 」、「グリル使用後及び 記載されている。	
2016/01/05												
(事故発生地)												
東京都							(火災)				(E2)	
A201500670	屋外式(RF式) 給湯付ふろがま)ガス (都市			点火した 災が発生	ところ、した。	当該製品	た際、当該製品から出り	くした。○機器の外郭筐 ^ん	体及び前面パネルは	á該製品の点火確認を行っ に、内から外へ向けて変形	(受付:2016/01/18)
2015-2323	ガス用)							外れていることが確認さ やキズ等の異常は認めら	れた。〇当該製品の強 れなかった。〇当該製	化ガスホースと接続 品に強化ガスホース	スポースが、当該製品から 続する部分のねじ山に破損 なを取り付けたところ、当	
2016/01/07								にガス漏れは認められず	『、燃焼状態にも異常は	認められなかった。	「確認された。○当該製品 ○強化ガスホースは当該 ○であるが、施工時の状況	
(事故発生地)											がはガス栓から強化ガスホ とガスホースの接続部が外	
神奈川県								れた経緯が不明なため、 ないこと、強化ガスホ-	事故原因の特定には至 -スが当該製品から外れ)スパークが引火して火 =確認前に当該製品のガ	らなかったが、当該 ていることから、接 災に至ったものと考 ス漏れの有無を確認	を製品には異常が認められ 受続部から漏れたガスが機 考えられる。また、ガス事 思していなかったことも、	
							(火災)				(F2)	

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品	名	事	故	通	知	内	容	事	故	原	因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A201500674 2015-2324	ガスこんろ(L 用)	_ P ガス		製品を依 類焼す				全焼、	○使用者は、当該製品にの近くには紙類等の可燃物製の操作つまみ等は焼失した。●当該製品に中華鍋を	勿が置かれていた。〇当 ∪ていた。○当該製品の	該製品の外観は全 内部にガス漏れ等	の異常は認められなかっ	(受付:2016/01/19)
2016/01/01									が加熱されて発火し、火災けたまま機器から絶対に腐近づけない。」旨、記載さ	災に至ったものと推定さ 唯れない。」、「機器の	れる。なお、取	扱説明書には、「火を着	
(事故発生地)													
三重県													
							(火災)				(E2)	
A201500677	開放式ガス瞬間 (LPガス用)		を設置	して使	用してい	ハたと	ころ、	á該製品 一酸化	態で使用し、事故直後はお	お湯の出口から水が流れ	っ放しの状態で、		(受付:2016/01/19)
2015-2325			灰素甲	毒で1:	名が外T	こした。	0		倒れ一酸化炭素中毒で死亡 生が認められた。○熱交換 て、不完全燃焼防止装置が	桑器の集熱フィン及び2	次熱電対の開口部	にススが付着して閉塞し	
2016/01/07									単のような異物の付着が認 スイッチを押せば運転する づらくなったと話していた	る機種であった。○使用	者が当該製品は近	項お湯が出なくなり使い	
(事故発生地)									扉を閉め切った密室状態で 付着して異常燃焼しススを	で使用させ、バーナーの を発生するようになった	スロートの1個に! :。初めのうちは、	蜘蛛の巣のような異物が 不完全燃焼防止装置がし	
奈良県									ばしば作動したが、継続し で閉塞して、不完全燃焼防 炭素を排出し続けるに至っ	方止装置が作動しなくな	り、かつ異常燃焼	することで多量の一酸化	
									する。」、「再点火しても	も点火しない場合、しば			
						(死	亡 CC	つ中毒)				(E1)	
A201500697	ガスこんろ(者 用)	『市ガス		製品を(生した。		一室	を全焼	きする火	原形を保持しており、破裂	型や爆発の痕跡は認めら	れなかった。また		(受付:2016/01/25)
2015-2267									微で、器具栓カバーの下面 ち消え安全装置センサー部 れていたガスホースの内部	TR、その他の各部品に破	損等の異常は認め	られなかった。○接続さ	
2015/12/14									常が認められないことから			6、 〒 即田に双頂寺の英	
(事故発生地)													
福井県													
							(火災)				(F2)	

製品区分: 03.燃焼器具

表加色力	· 00.然及由于							
経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品 名	事故通知内容	V	事	故	原	因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A201500708	石油温風暖房機(開放 式)	当該製品を使用中、建物を全焼する 災が発生した。	該製品	は全体的に焼損して	いたが、バーナー部に	著しいススの付着は	が積まれていた。〇当 なく、異常燃焼の痕跡	(受付:2016/01/27)
2015-2379			なかっ 詳細な	た。〇油受皿に穴空: 状況が不明なことか	きはなく、油漏れは認 ら、事故原因の特定に	められなかった。● は至らなかったが、	に溶融痕等は認められ 当該製品の事故当時の 当該製品に出火の痕跡	
2016/01/10			が認め	られないことから、勧	製品に起因しない事故	と推定される。		
(事故発生地)								
長崎県								
		(火)	災)				(F2)	
A201500731	ガスこんろ(都市ガス 用)	当該製品の周辺を焼損する火災が し、1名が死亡した。	「開」	(火力弱)の位置でる	あった。〇パイロット	ノズルは、腐食や汚	なかった。○器具栓はれの付着が認められ、 ニーナー付近が欠けてい	(受付:2016/02/04)
2015-2462			た。〇 ため事)当該製品の内部や周i 故原因の特定には至	辺には、マッチの燃え らなかったが、当該製	かすがあった。●詳 品にガス漏れによる	細な使用状況が不明の 出火の痕跡は認められ	
2016/01/27				とから、点火に使用 、製品に起因しない!		の可燃物に引火し、	火災に至ったものと考	
(事故発生地)								
愛知県								
		(火災 死	亡)				(F2)	
A201500741	石油ストーブ(開放式)	当該製品を使用中、当該製品及び原 を焼損する火災が発生した。	て、当	該製品の下部より炎が	が上がり、当該製品及	び周辺を焼損した。	棒で点火後しばらくし ○当該製品は全体が焼	(受付:2016/02/08)
2015-2481			た。〇 は大丈)カートリッジタンク? [夫と判断して使用し;	を本体にセットする時 た。○カートリッジタ	点で、灯油の漏れが ンクの上下の表面に	口先端部が変形してい 認められたが、使用者 ススの付着が認められ	
2016/01/10			されて	いた。●当該製品の	カートリッジタンクに	漏れが認められ、使	クに給油時点では消火 [用者が漏れのあること [により出火したものと	
(事故発生地)			推定さ		説明書には「油漏れ危		て、油漏れがないか確	
大阪府		(火	災)				(E1)	
A201500742	石油ストーブ(開放式	当該製品を消火後、給油タンクを引 抜いたところ、当該製品及び周辺を頻	焼損 抜いた	ところ、灯油がこぼれ	れて出火した。○当該	製品の本体は焼損し	ぐに給油タンクを引き ており、火力調節つま	(受付:2016/02/08)
2015-2482		する火災が発生した。	が残っ	ていた。○給油タン・	クは本体から離れた位	置にあり、焼損は認	油タンクのねじ式口金 められなかった。●当 たため、当該製品を消	
2016/01/30			火して 火し、	給油タンクを引き抜り 火災に至ったものと	いた際に口金が外れ、 推定される。 なお、	こぼれた灯油が本体 取扱説明書には、「	たた。、コロス	
(事故発生地)			れてい		、 の C 、 同 L IC H 亚 W .	71·10 C、 八次 V/亦囚		
兵庫県								
		(火)	災)				(E2)	

——————————————————————————————————————	· 03. 燃烧品,	<u> </u>											<u> </u>
経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品	名	事	故	通	知	内	容	事	故	原	因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A201500744	石油ストーブ	(開放式	当該 生した	₹製品及で :。	び周辺を	焼損3	する火	火災が発	○しん調節つまみ及び れなかった。○カートリ			異常燃焼の痕跡は認めら いった。○当該製品には	(受付:2016/02/09)
2015-2483	,								正常な灯油が使用されて 定には至らなかったが、 事故と推定される。	いた。●当該製品の出り	火時の状況が不明なる	ことから、事故原因の特	
2016/02/02									F-00.2 11.20.2 11.00°				
(事故発生地)													
北海道							(火災)				(F2)	
A201500754	石油温風暖房機 式)	幾(開放		類品及で 1名が朝				災が発	火した痕跡は認められな	かった。〇送油経路及び	び油受皿に油漏れの組		(受付:2016/02/12)
2015-2510									○カートリッジタンク成分は検出されなかっためられたが、通常の使用	。○電源コードの中間部	部が複数箇所で断線し	し、断線部に溶融痕が認	
2016/01/30									のため事故原因の特定に 、製品に起因しない事故		該製品に出火の痕跡が	が認められないことから	
(事故発生地)													
宮城県							(火災)				(F2)	
A201500759	ガスこんろ(者	が市ガス		製品を			製品及	び周辺					(受付:2016/02/15)
2015-2542	用)		を焼損 負った	する火き こ。	火が完全	<u>.</u> U,	「石が	'火傷で	焼きグリル付き3ロビル ているが、右前の高火力 右前の高火力バーナーの	バーナーに調理油過熱M 隣には電気ポットが置か	防止装置は付いていた かれており、バーナ-	なかった。○当該製品の −に近い面が溶融してい	
2016/02/04									た。○事故発生時の詳細 装置にも異常は認められ 理油過熱防止装置の付い	なかった。●当該製品I ていない右前バーナー	に異常が認められない で揚げもの調理をした。	ハことから、使用者が調 たために、油に引火して	
(事故発生地)									周囲の可燃物に延焼し、 の調理をする場合は、必 用しないと火災の原因に	ず天ぷら油過熱防止セン	ンサーの付いているノ	ベーナーを使用する。使	
東京都							(火災)	されている。	O O O O O O O O O O O O O O O O O O O		(E2)	
A201500771	半密閉式(FE ス瞬間湯沸器	E 式)ガ (変製品を係 を は は は は は は は は は は は は は は は は は は			<u>・</u> で1名	,	 ○当該製品に接続され 分にホコリが蓄積してい				(受付:2016/02/17)
2015-2544	ス用)		10100	: I म्म् C ₹	立正 C 只				ガス事業法の技術基準を 至らなかったが、当該製 が天井裏で破損していた	満足していた。●詳細な品にガス漏れ等の異常に	な使用状況が不明のた は認められないことだ	ため事故原因の特定には から、当該製品の排気筒	
2016/02/11									が上昇して事故に至った気筒が破損した原因や排	ものと考えられ、製品し	に起因しない事故と打	隹定される。 なお、排	
(事故発生地)													
愛知県							(0.0)中毒)				(F2)	
			1				, 50	1.74				(12)	ĺ

表吅凸刀	· 03.燃烧品与	₹											
経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品	名	事	故	通	知	内	容	事	故	原	因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A201500792	石油ストーブ	(開放式		製品を値生した。		建物	を全焼	きする火	○当該製品は著しく焼損 内部に異常なススの付着に	は認められなかった。	○燃焼筒は、外筒のス	ガラスが破損していたが	(受付:2016/02/23)
2015-2639									、内部に異常なススの付着 リッジタンクは、本体にも められなかった。●当該	zットされた状態で焼 製品の使用状況が不明	類しており、口金はタ]なことから、事故原[Nれておらず、変形も認 Nの特定には至らなかっ	
2016/02/12									たが、当該製品に出火の痕。	复跡が認められないこ	とから、製品に起因し	Jない事故と推定される 	
(事故発生地)													
静岡県							(火災)				(F2)	
A201500797	草焼きバーナー 型)	- (可搬		製品を低生した。		建物	を全焼	きする火	○当該製品は全体的に例 び空気ポンプ部を新品に交	を換して気密試験を行	った結果、各部に気管	密漏れは認められなかっ	(受付:2016/02/24)
2015-2559									た。○消防検証時の燃料し とはなかった。○焼損した 結果、予熱操作や使用状態	とバーナー部及び空気 態等に問題はなく、消	ポンプ部を新品に交換 火操作で確実に消火し	疑し、使用試験を行った し、その後発火すること	
2016/02/10									はなかった。●当該製品の 防検証時の燃料レバーは 後発火する可能性はないこ	月じた位置にあり、こ	の位置では消火操作で	で確実に消火され、その	
(事故発生地)									(X)		10 01 4 PX C 1 EXC 1		
大分県							(火災)				(F2)	
A201500800	石油ストーブ	(BB±6-±	ᇔᄼ	を全焼る	ナスルダ	くがみ			 ○当該製品は、著しく頻	#増して掛胎部日お掛			(受付:2016/02/26)
A20100000		(州瓜丸		品があっ		C 10 - 7E	土し、	北物に	□ ○ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	レていた。○天板の裏	『面や燃焼筒、芯調節器	景にススの付着はみられ	(文内:2010/02/20/
2015-2659									たが、ガソリンの誤給油の 当該製品に乾いたタオルケ	D可能性はなかった。	○使用者が、天板付込	丘から炎が上がっていた	
2016/02/12									明なことから、事故原因のことから、製品に起因した	D特定には至らなかっ	たが、燃焼筒等に異常		
(事故発生地)													
熊本県							(火災)				(F2)	
A201500823	┗ ■ 石油温風暖房機 ■ 式)	幾(開放	当該 生した	·製品及7	び周辺を	焼損			○当該製品は前面から側 一バーは、機器外側に塗装				(受付:2016/03/04)
2015-2702	•								板は一部焼損しているもの 燃焼筒内部にススの付着に 使用状況が不明なことから	Dの、原形をとどめて は認められず、送油経 ら、事故原因の特定に	おり、出火した痕跡に 路に焼損は認められた は至らなかったが、	は認められなかった。〇 なかった。●当該製品の	
2016/02/16									が認められないことから、	製品に起因しない事	故と推定される。		
(事故発生地)													
福島県							,	11.444 \				(50)	
							(火災)				(F2)	

製品区分: 03.燃焼器具

表吅凸刀	· 00. 然况 66 只						
経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品 名	事故通知内容	事	故	原	因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A201500828	石油ストーブ(開放式)	当該製品を使用中、建物 5 棟を全焼し 、3 棟を部分焼する火災が発生し、2名	囲から火が出ていた。○		ジタンクがセットさ	れた状態で、全体に著	(受付:2016/03/07)
2015-2630		が軽傷を負った。	しく焼損しており、火災日 なススの付着はなく、異常 面の焼損が強く、置台上面	常燃焼を起こした痕跡は 釘も著しく焼損していた	認められなかった。 。○カートリッジタ	○油受皿は上面より裏 ソンクは著しく焼損して	
2016/02/10			おり、口金に緩みが認められていたが、当該製品に異常が緩んでいたため、カー	られた。●詳細な使用状 常燃焼の痕跡は認められ	:況が不明のため事故 ,ないことから、カー	ス原因の特定には至らな -トリッジタンクの口金	
(事故発生地)			ぼれた灯油が発火して火気	災に至ったものと考えら	れ、製品に起因しな	い事故と推定される。	
岐阜県		/ .1.44 \				(50)	
		(火災)				(F2)	
A201500831	石油ストーブ(開放式)	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が死亡した。	かった。○□金がねじ式の		、口金が外れた状態	『で当該製品の外の側方	(受付:2016/03/08)
2015-2727			に倒れており、口金はカーの位置で固着しており、ホースのは、給油時自動消火装置	なは燃焼位置より下がっ 置が搭載されており、消	た消火の位置で焼き防の調査により正常	付いていた。○当該製 に作動することが確認	
2016/02/18			された。○燃焼筒及び油引 タンクとねじ式の口金は一 用状況が不明のため事故』	-部焼損していたが、正	常に開閉を行うこと	だできた。●詳細な使	
(事故発生地)			られないことから、使用す ために口金が外れて灯油が				
茨城県			ものと考えられ、製品に起	記因しない事故と推定さ	れる。		
		(火災 死亡 CO中毒)				(F2)	
A201500846	ガスこんろ(都市ガス 用)	当該製品を使用中、当該製品及び周辺 を焼損する火災が発生した。	を離れ戻って確認すると、	生こんろで鍋にじゃがい 当該製品の左下方に炎	が見え、炎が拡大し	て当該製品及び周辺を	(受付:2016/03/14)
2015-2781			焼損した。○当該製品のールムが汚れ防止として貼り さがあり、分析の結果ポリ	られていた。○当該製品 丿プロピレンであった。	の天板の中央から左 ○事故現場の当該製	Eにかけて黒色の燃焼残 &品の上の鍋には、外側	
2016/03/01			周囲の一部にススの付着が製品の下の新聞紙と左側のより器具栓とガス導管の対	の一部が焼損していた。	○当該製品の左側の)樹脂部品等の燃焼熱に	
(事故発生地)			ス導管の接続部と器具栓 レンの成形品)が燃焼し、	こ漏れが認められた。●	当該製品の天板の上	で可燃物(ポリプロピ	
大阪府			延焼して機器内部の電池グ				
		(火災)	事故と推定される。			(F2)	
A201500847	ガスこんろ(都市ガス 用)	当該製品を使用した直後、当該製品を 焼損する火災が発生した。	、グリル排気口付近以外に	魚を焼いた直後にグリル に焼損は認められなかっ	た。〇本体内部に力	ブス漏れや出火の痕跡は	(受付:2016/03/14)
2015-2782			認められなかった。○グリ 炭化物や油脂の付着が認め なかったが、当該製品に	かられた。●詳細な使用	状況が不明のため事	故原因の特定には至ら	
2016/02/23			付着していた油脂が過熱を				
(事故発生地)							
大阪府		/ 1 \				/ 50 \	
		(火災)				(F2)	

- 200000	· 00./////	0 44 7 1											
経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品	名	事	故	通	知	内	容	事	故	原	因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A201500848	ガス栓(者	『市ガス用)	中、当	該製品	接続した 及び周辺				機構)及び気密性に異常に	は認められなかった。○	事故発生時、ガス		(受付:2016/03/14)
2015-2783			発生し	た。					側のガス栓は、ホースエ のホースエンドにキャッ れた。●当該製品は、気	プを取り付けてガス栓を 密性等に異常は認められ	·開いたところ、微 ·ず、ホースエンド	量のガス漏えいが認めら こキャップをはめ込んで	
2016/02/26									いた側のガス栓を誤って したものと推定される。	開いていたため、微量の	漏れていたガスに	ガスこんろの火が引火	
(事故発生地)													
石川県													
							(火災)				(E2)	
A201500876	石油温風暖 式)	爰房機(開放		製品を住生した。	使用中、	建物で	を全焼	する火	○使用者(小学生)が 分程して戻ってきたとこったかは覚えていないとの。	ろ当該製品の前で炎が上	がっていた。ただ		(受付:2016/03/25)
2015-2842									品は焼失していた。○基本 た。○燃焼室にススの付き	仮付近の配線類の焼損も 着は認められなかった。	著しいが、断線や ○天板、左右側面	短絡痕は認められなかっ 外郭、置台や前パネルが	
2016/03/10									大きく変形していた。〇: ッチ式口金の樹脂も焼失 況が不明のため事故原因の	しており、金具はタンク の特定には至らなかった	に固着していた。 :が、当該製品に出	●事故発生時の詳細な状	
(事故発生地)									ないことから、製品に起	因しない事故と推定され	んる。		
長野県													
							(火災)				(F2)	
A201500878	屋外式(F 給湯器(L	R F 式)ガス ₋ P ガス用)		製品を 軽症を1	使用中、 負った。	一酸化	化炭素	中毒で	メーターがあり、給水配	音の凍結防止のため断熱	材(板状のグラス		(受付:2016/03/28)
2016-0002									。○使用者はガスメータートの扉を開け、断熱材を 生前日、連続使用により	上方にずらし、ガスメー ガスメーターの安全装置	ターを復帰させて が作動したため、	吏用していた。○事故発 吏用者がガスメーターを	
2016/03/22									復帰させたが、その際、 バーナー部、熱交換器、 焼し、ガス漏れ、水漏れ	非気口等にススの付着は	:認められなかった。	○当該製品は正常に燃	
(事故発生地)									炭素濃度を測定したとこ 発生現場においてスモー	ろ、正常時の38ppm	に対し、4600	ppmであった。○事故	
群馬県									浴室に侵入することを確認 不足による異常燃焼となものと推定される。 なる	認した。●当該製品の給 り、発生した一酸化炭素	☆口を閉塞した状況 が室内に侵入し、	態で使用したため、給気 一酸化炭素中毒に至った	
							(CO	中毒)	る。			(E2)	
			I				, -	,				(/	

製品区分: 03.燃焼器具

- 我而已为	******	-,											
経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品	名	事	故	通	知	内	容	事	故	原	因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A201500883	屋外式(R 瞬間湯沸器			₹製品をſ 〕を焼損 [−]					○事故発生当日は強風だた。○当該製品の外郭の娘			前方に洗濯物を干してい こ出火の痕跡は認められ	(受付:2016/03/31)
2016-0014	角)	(HIP VID) D V							なかった。○バーナー部、 れなかった。○取扱説明書 置いたり洗濯物で覆わない	書には、「不完全燃度	先のおそれがあるため、	給排気口の前方に物を	
2016/03/21									れないことから、排気口に				
(事故発生地)													
群馬県													
							(火災)				(F2)	
A201500884	ガスこんろ 用)	(都市ガス		複製品を 関する火				び周辺	品から出火した。○使用者	者はグリルの消火をR	笙認していなかった。((受付:2016/03/31)
2016-0015									6月から2001年9月に 過熱防止装置や消し忘れ済 使用後に、グリルの消火を	肖火装置は装備されて を確認しなかったため	ていなかった。●使用す り、消し忘れていたグ	者が当該製品のグリルを リル庫内が過熱して出火	
2016/03/20									に至ったものと考えられ、 用後は消火を確かめる。* を確かめる。」旨、記載さ	寺にグリルは消し忘れ			
(事故発生地)													
神奈川県							,	.1. 222 \				(= 0)	
							(火災)				(E2)	
A201600011	石油ストー)	ブ(開放式		11棟を Eし、1:				る火災	○使用者がワンタッチョ 油がこぼれ、出火したとの 使用者が行った。○家人や	ひこと。○給油作業を	E行うのは、普段は家/		(受付:2016/04/06)
2016-0047									装置が搭載されていないこ 分はリコール対象のもので	ことを認識していた。 ではなかった。○当該	○ワンタッチ式カー 核製品は、原形をとどる	トリッジタンクの口金部 めないほど著しく焼損し	
2016/02/03									ているが、消防が調査時に かった。○事故以前は当記 置を搭載していない当該勢	亥製品に異常は認めら	られなかった。●使用	者が、給油時自動消火装	
(事故発生地)									らかの原因でタンクのふた クのふたの開閉に異常が誤				
埼玉県							(火災)				(F2)	
A201600044	石油ストー	ブ(開放式		複製品を する火き				び周辺	通に使用できる状態であっ	ったため、その場を離	惟れた。その約1時間復		(受付:2016/04/27)
2016-0162									の炎が上がっていた。○当していた。○当していた。○カートリッシの 内部に異常なススの付着に	ジタンクは本体にセッ	ノトされた状態で焼損	していた。○燃焼筒は、	
2016/04/03									灯油漏れは認められなかっ は至らなかったが、当該事 事故と推定される。	った。●当該製品の例	使用状況が不明なこと?	から、事故原因の特定に	
(事故発生地)									7- 54 C 10 C 10 C 0				
岐阜県													
							(火災)				(F2)	

——————————————————————————————————————	• 00. 燃烧铅头									
経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故	通	口 内	容	事	故	原	因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A201600050	石油ストーブ(開放式)	当該製品を 、周辺を汚損				うと屋外(家屋と外塀の	間の通路のような場所)で燃焼していたと	程度の残油を燃やしきろ ころ、近所の人が当該製	(受付:2016/05/02)
2016-0208	,					焼失した。○使用者は事	故の2~3日前から当	該製品を置いていた	焼損し、樹脂部品が全て 室内で灯油の臭気を感じ れをティッシュで拭き取	
2016/04/15						った後、点火した。○燃 を行う軸先端のDカット	焼筒の内外面と油受皿ル 部はしんが最大燃焼の(底面にススの付着が 位置を示していた。	認められた。○しん調節 ○カートリッジタンクの 置台の上の至る所に綿ボ	
(事故発生地)						コリの堆積が認められた	:。●当該製品は、約74	年の使用により本体	:内部に綿ボコリが堆積す	
大阪府						って燃焼筒の炎が油受皿	か置台側に降下して灯泡 明書には、「風の当たん	油がしみ込んだホコ る場所、屋外で使用	ていたことから、風によ リに引火したものと推定 しない。」「油漏れのあ 。	
					(火災)				(E2)	
A201600062	ガスこんろ(都市ガス 用)	当該製品及 生した。	び周辺を炊	発損する <i>!</i>	火災が発	製品の左バーナー上には	:樹脂製ボウルを置いて	いた。○当該製品は		(受付:2016/05/12)
2016-0245						たガスコードが焼失して 気密性は確認できなかっ	いた。○左バーナー器 たが、ガス漏れが生じ	具栓及びガスコード ても近くに火源がな	く、出火に至らないこと	
2016/05/05						所等の出火の痕跡は認め 故原因の特定には至らな	られなかった。●当該 かったが、当該製品に	製品の使用状況の詳	、溶融痕や著しい焼損箇 細が不明なことから、事 められないことから、製	
(事故発生地) 岐阜県						品に起因しない事故と推	定される。			
					(火災)				(F2)	
A201600078	屋外式(RF式)ガス 給湯付ふろがま(都市	当該製品の 損する火災が			割辺を焼	損し、近くには外壁を固	定する釘があった。〇	当該製品本体及びリ	2V)が、外壁の中で焼 モコンに、異常は認めら	(受付:2016/05/20)
2016-0308	ガス用)					した接続ケーブルの近く を使用し、被覆を傷付け	にあった釘に、溶融痕にて現場にあったさびた。	は認められなかった 釘を接触させたとこ	められなかった。○焼損 。○同等の接続ケーブル ろ、異常発熱することが	
2016/04/22						には至らなかったが、当 を繋ぐ接続ケーブルの被	該製品に出火に至る異常 覆が外壁を固定する釘	常は認められないこ で傷付けられたため	明のため事故原因の特定 とから、本体とリモコン 、漏れ電流により異常発	
(事故発生地)						熱が生じるなどして出火	に至ったものと考えられ	れ、製品に起因しな	い事故と推定される。	
千葉県					/ .lw.\				(50)	
					(火災)				(F2)	

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品	名	事	故	通	知	内	容	事	故	原	因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A201600089	石油ストーブ((開放式	8棟を		る火災	が発生		全焼、 名が死	ッジタンクがセットされた	た状態で著しく焼損して	ており、天板には洗泡		(受付:2016/05/25)
2016-0325			亡、1	名が火作	傷を負 [.]	った。			る金属が付着していた。(認められなかった。○しん く焼損しているが、灯油)	ん及びしん調節軸は、燃	燃焼位置で焼損してい	ハた。○油受皿は、著し	
2016/05/11									の特定には至らなかった。 の上に干していた洗濯物。 れ、製品に起因しない事	が、当該製品に出火に3 が当該製品に落下するな	Eる異常は認められフ	ないことから、当該製品	
(事故発生地)									THE SERIES OF STATE O	V 1,E/C - 1 · 0 0			
愛知県													
及州水						(火災	死亡)				(F2)	
A201600182	迅速継手(L P	<u></u> ,ガス用	使用中	、当該	製品及			接続して 員する火	続した状態で、バーナーに	こ点火したところ、当記	亥製品付近から出火		(受付:2016/07/11)
2016-0773			災が発 	生した。					のつまみを焼損した。○3 棒に削れが認められ、作動で固定する作動環の曲げが	動環パッキンが外れ、海	浮きが認められた。()作動環パッキンを内部	
2016/06/29									し棒及び作動環パッキントルブ押し棒に削れを生じる時の詳細な状況が不明でる	ることはなく、作動環ノ	パッキンは外れない村	構造であった。●事故当	
(事故発生地) 兵庫県									外に異常は認められず、1 ッキンが一部外れた状態 ブンゼンバーナーの炎よ	作動環パッキンに人為的 でガス栓に接続したた&	りに引っ張り負荷をた り、当該製品よりガン	かける等により作動環パ スが漏れ、漏れたガスが	
共熚県									ノフセンハーナーの炎より	りり火したものと推走る	され、窓前に起囚し	よい争成と推定される。	
							(火災)				(F2)	
A201600186	カセットこんろ			製品を付する火				なび周辺	ろ、約20分後に「ボン」	という音がした。使月	用者が確認したとこれ	たまま放置していたとこ 3、当該製品、大井の波	(受付:2016/07/12)
2016-0774									板及び左側にあった樹脂類 、ガバナ(整圧器)のマイ つに分離し、底部は斜めし	グネットに割れが認め♪ こ変形していた。○当記	られた。○ボンベは ₋ 核製品の内部にススの	上部の巻締めが外れて二 D付着は認められなかっ	
2016/07/05									た。〇点火つまみは弱火(、「消火」の位置に戻っ の脚に異常は認められなが	ていないことが認められ	℩た。○左奥側の脚の	の樹脂が溶融し、その他	
(事故発生地)									ごと同じポリプロピレン	で、下部はペットボトノ	レと同じポリエチレン	ンテレフタレートである	
大阪府									ことが分析の結果、判明 認められず、脚の樹脂の 当該製品の左側にあったれ 者の不注意による事故と は使用しない。」旨、警	容融や鍋への樹脂の付着 動脂製かごが燃焼し、そ 推定される。 なお、耳	が認められることァ その熱によりボンベァ ∇扱説明書には、「炊	から、消し忘れ等により が破裂したもので、使用	
							(火災)				(E2)	
	•		•										•

製品区分: 04.家具·住宅用品

	=						
経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品 名	事故通知内容	事	故	原	因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A201500385	脚立(はしご兼用、ア ルミニウム合金製)	公共施設で当該製品を脚立として使用 中、転倒し、左手を負傷した。	○使用者は、約3.6月 たがり、上から2段目の は、2月85年のたませて初	沓ざんに両足をかけた際	『に転倒した。○当該	製品の支柱が曲がって	(受付:2015/09/10)
2015-1407			いる昇降面の右支柱下部の 。○当該製品の寸法、肉厚 等品を使用し、CPSA(『測定、硬さ測定を実施	した結果、社内基準	[を満たしていた。○同	
2015/08/31			果、SG基準を満たしてい 安定性にも異常は認められ 置し、またがって使用した	ιないことから、使用者	が傾斜のある不安定	な場所に当該製品を設	
(事故発生地) 栃木県			なお、取扱説明書には、 。傾斜している場所、安原	「天板の上には、絶対に	乗ったり、座ったり	、またがったりしない	
伽不乐		(重傷)				(E1)	
A201500468	踏み台(樹脂製)	当該製品を使用中、当該製品の脚部が 破損し、転倒、負傷した。	○使用者が、両足で当詰 たことで転倒したとの証言	言であった。○折損した	:脚側の破断部を観察	ずると、脚に外側から	(受付:2015/10/30)
2015-1707			内側下方に向かって亀裂が になっていた。○当該製品 の組成は同等品と差がなが	品の脚は、正面から見て	、87°の角度を有	「していた。○当該製品	
2015/08/24			らなかったが、当該製品に 下方に亀裂が生じているこ 崩し、踏み台とともに転倒	は、静荷重試験や原材料 ことから、使用者が天板	に問題がなく、折れ の上で作業を行って	た脚には外側から内側 いるときにバランスを	
(事故発生地)			明し、婚みらこともに転り ものと考えられ、製品に走 14183-20037	包因しない事故と推定さ	れる。なお、当該	製品は、EN	
大阪府		(= =)				(50)	
		(重傷)				(F2)	
A201500503	フェンス(住宅用)	当該製品に寄り掛かったところ、当該 製品が外れ、負傷した。	○使用者(住人、身長糸 をしていた際、庭に設置し した。○当該製品左側の」	してあった当該製品が外	·れ、高低差約3mの)敷地外に転落し、負傷	(受付:2015/11/16)
2015-1850			も変形していた。○当該勢 に座屈等の変形はみられた。	製品右側は、上ブラケッ なかった。○事故同等品	トが変形していた。 はJIS A 65	○上桟、下桟及び縦桟 13及びJIS A	
2015/10/07			6601の基準を満たし と衝突し、事故に至ったす 事故状況を再現した。○当	可能性を想定し、事故同	等品を用いて再現詞	は験を実施したところ、	
(事故発生地) 大阪府			用者が脚立に乗って庭木のたことにより当該製品が研 と推定される。				
7(19271)		(重傷)	C 1EXC C 10 0 0			(F2)	
A201500534	ドア(勝手口用)	当該製品が閉まる際に、当該製品の下 部が足指に当たり、負傷した。	○当該製品を開けて入国 クローザにより閉まっても	きた当該製品の底部と下	枠の間に挟まり右足	!中指を骨折した。○当	(受付:2015/12/01)
2015-1939			該製品のドアクローザの返 具合は発生しておらず、返 認められなかった。○当記	速度調整機構の調整によ	り適正速度に設定す	ることができ、異常は	
2015/11/19			調整したかは不明である。 閉じ速度を速くしすぎない ため事故原因の特定には3	○当該製品の取扱説明 い。」旨の注意表示が記	書には、「指などを !載されていた。●詳	挟む恐れがあるため、 細な使用状況が不明の	
(事故発生地)			品のドアクローザの閉じ返 足指が挟まり骨折したもの	速度が適正速度より速く	設定されていたため	ドア底部と下枠の間に	
兵庫県		[(重傷)				(F2)	
		(主例)				(12)	1

製品区分: 04.家具·住宅用品

表加区力	· UT.办 六	正七川川											
経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品	名	事	故	通	知	内	容	事	故	原	因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A201500539	椅子			・が当該製 ・ろ、転倒					○当該製品は、丸形の座 面に対して垂直となる構造	であった。〇脚の17	本が、「L」字形の曲	由がり部分で内側に向か	(受付:2015/12/01)
2015-1901									って破損していたが、座面 ○破損箇所に、内部の空隙 至るような異常は認められ	砂腐食等の異常は認め	められず、破損部以タ	外の脚や座面に、転倒に	
2015/11/24									。○当該製品は、静荷重、 使用状況が不明のため事故 は認められないことから、	耐衝撃性等の強度に′ ス原因の特定には至らフ	ついて、欧州規格に近 なかったが、当該製品	適合していた。●詳細な 品の脚取付け部等に異常	
(事故発生地)									常な荷重がかかるなどして				
石川県													
							()	重傷)				(F2)	
A201500661	ユニットバス		掃して	複品の浴 いたとこ					○使用者は、入浴中に素 倒した。○当該製品の浴槽	に、破損等の異常は	認められなかった。(つ当該製品の浴槽は不飽	(受付:2016/01/14)
2015-2296			した。						和ポリエステル(FRP) ものではなかった。●当該 バランサのとはて アリカル	変製品の濡れた浴槽の約 がせ、転倒に至ったもの。	縁に素足で乗って天井 のと考えられる。 な	‡を掃除していたため、 なお、取扱説明書には、	
2015/12/27									「浴槽の上に乗って掃除やれがある。」旨、記載され		个安定な作業になり、	転倒してケカをする心	
(事故発生地)													
愛知県													
							()	重傷)				(E2)	
A201500682	除雪機(歩行	型)	詰まっ	者が当記 た雪を取	り除こ	使用中	中、排	雪口にころ、	○使用者が除雪作業中、 ころ、右手の中指、薬指、 刃)クラッチ及び走行クラ	及び小指を骨折した。	○事故発生当時、当	当該製品のオーガ(回転	(受付:2016/01/21)
2015-2351			101日を	「貝汤し/	-0				カアケノッテ及び定刊タフ 詰まった雪を右手で取り除 た雪を取り除く際、附属の 排雪口内のブロワ(羽根車	にうとした。●当該類 をを使用せず、手で関	製品で除雪作業中、例 取り除こうとしたたぬ	使用者が排雪口に詰まっ り、惰性で回転していた	
2016/01/20									│ 取扱説明書には、「排雪口 │ れない。」旨、記載されて	1の雪詰まりを取り除り	くときは、附属の棒を	を使用し、絶対に手を入	
(事故発生地)									れている。				
青森県													
							()	重傷)				(E2)	
A201500694	除雪機(歩行	型)		者が当該なった。					○事故発生時、事故現場 況であった。○隣家前の道 の当該製品が発見された。	路の脇の雪溜まりで	エンジンがかかったキ	犬態で止まっている無人	(受付:2016/01/25)
2015-2383			推談さ	10/20					けて本体のハンドルに固定 プを取り除き、運転状態で	こしており、安全装置で デッドマンクラッチ	として機能しない状態 レバーを離すと、当記	態であった。○絶縁テー 亥製品は完全に停止した	
2016/01/21									。○デッドマンクラッチレ められず、セーフティーレ 位置について、オーガは作	νバー、緊急停止ボタΣ ≣動、ギヤは後進、エΣ	ンも正常に機能した。 ンジンは作動の位置で	○当該製品の各レバー であった。●使用者は、	
(事故発生地) 長野県									当該製品のデッドマンクラ たために、使用者が転倒し なお、取扱説明書には、「	た際、当該機器が停」 「デッドマンクラッチ」	止せず、事故に至った	とものと推定される。	
							(死亡)	動しなくなる。」旨、記載 	iされている。		(E1)	
							(:	グレレ)				([]	

製品区分: 04.家具·住宅用品

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品	名	事	故	通	知	内	容	事	故	原	因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A201500695	除雪機(歩	行型)	使用き			を使用中			ばした雪をブロワからシ	ュートへとつながる投	雪口を通してシュー	ブロワ(羽根車)で飛 ト部から排雪する歩行型	(受付:2016/01/25)
2015-2384			手を負	傷した。					の除雪機である。○使用 でシュート部に詰まった 者は、転倒した際などに	雪を雪かき棒を使わず	"右手で除去していた。	ところ負傷した。○使用	
2016/01/21									紐を身体に装着していな なかった。●当該製品に 止せずシュート部に詰ま	かった。○当該製品の は異常が認められない)各安全装置を含む動作 いことから、使用者が	た状況に異常は認められ 当該製品のエンジンを停	
(事故発生地)									雪口に入れた右手が回転 お、取扱説明書及び本体	しているブロワに接触	して、事故に至った	ものと推定される。 な	
長野県									エンジンを停止してから 」旨、取扱説明書には「 。」旨、記載されている。	安全の為に、引抜式セ		がをするおそれがある。 団端末は必ず身体に結ぶ	
							(1	重傷)				(E2)	

製品区分: 05.乗物・乗物用品

表 四 色 刀	• 00.米彻	米彻用吅											
経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品	名	事	故	通	知	内	容	事	故	原	因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A201500431 2015-1587 2015/05/23	電動アシスト	自転車	当該	製品で	走行中、	転倒	し、負	傷した	○使用者は交差点歩道。 左折時にペダルを踏み込。 ○製品各部に破損、変 ハンドル操舵性、直進性、 ストドライブユニットに た。●事故発生時の詳細 該製品に異常が認められ	んでいたか否かは不明だ 形などの異常は認められ 速度検知、アシスト性 異常履歴はなく、メイン な状況が不明なことから	ごが、ブレーキレバ- ルなかった。○試乗研 目に異常は認められ スイッチ間のコネク の、事故原因の特定に	確認の結果、当該製品の れなかった。○電動アシ フター接続は正常であっ には至らなかったが、当	(受付:2015/10/08)
(事故発生地) 大阪府							(重傷)				(F2)	
A201500551 2015-2027	折りたたみ自	転車	当該領傷した。		走行中、	転倒り	し、手	首を負	○使用者は、販売店には 点を曲がろうとした時に ステムへの固定強度を確 用自転車」の基準値:2	ハンドル及びサドルが緩 認した結果、ハンドルは	gみ、転倒した。○/ は15N・m(JIS	S D 9301「一般	(受付:2015/12/07)
2015/11/18									能を確認した結果、水平 222N)で動き、締め 速操作、車輪の回転は円 ク等で締め付けた場合の	方向ではJIS D 9 付け不良状態であった。 骨であり、前後車輪に著 ハンドルステムのホーク	301「一般用自軸 ○当該製品に著しし よい振れは認められ ステムへの固定強度	伝車」で定める負荷(い変形は認められず、変 れなかった。○規定トル 度及びサドルの固定性能	
(事故発生地) 東京都							,	<i>王临</i> \	について、JIS D 転せず、両固定部に異常 ンドルステムのホークス・ 当該部分が回転し、バラ い事故と推定される。	は認められなかった。● テムへの固定及びサドル	当該製品は、販売時 か部の固定が不十分で	寺の整備不良により、ハ であったために走行中に えられ、製品に起因しな	
<u></u>			ļ				(重傷)				(D1)	
A201500676	自転車		当該領。	製品で対	走行中、	転倒	し、負	傷した	○使用者は当該製品で 不能となって転倒した。(ような段差は認められな:	○事故現場には、小さな	:段差はあったが、耳		(受付:2016/01/19)
2015-2334									タイヤの回転方向に大き していた。○後輪泥よけ	くめくれ上がっていた。 の車体との固定に緩みや	また、タイヤはチ <i>=</i> 外れはなかった。(ューブが損傷してパンク ○後輪泥よけと車軸を繋	
2015/12/12									ぐ部品(泥よけステー); ○当該製品の後輪タイヤ を用いて、泥よけ先端に	と泥よけに、事故以前が タイヤ表面に向かって押	いらの定常的な接触卵 し力を加える試験や	良はなかった。○同等品 さ、段差等を設けた走行	
(事故発生地)									試験を実施したが、泥よ 未破損部を使って強度試験				
千葉県									不破損の●を使うて破度は った。●後輪の泥よけが たが、当該製品の泥よけられないことから、外的に、泥よけ先端がタイヤ。 起因しない事故と推定さ	タイヤに刺さった経緯が や泥よけステーの固定にな要因によって泥よけ先 表面に接触し、巻き込ま	「不明のため事故原因 「異常がなく、泥よ」 「端がタイヤ表面近く	Nの特定には至らなかっけの強度にも問題が認めくに動かされていたためものと考えられ、製品に	
							(重傷)				(F2)	

製品区分: 06.身のまわり品

	· 00.3のよわり由								
経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通	知	内 容	事	故	原	因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A201400375	長靴	当該製品を履いて下 倒し、負傷した。	り坂を	步行中、転	転倒したとの申し出内容で	であった。○事故現場の	石畳の表面は細かれ		(受付:2014/09/24)
2014-1435					両側及び中央部分に苔が作りの舗装路に比べて滑りなる。 あり、坂道のどの位置で転	やすかった。○使用者が	事故現場の特性を記	忍識していたかは不明で	
2014/04/30					なく、歩行に支障をきたす S 5005(長靴)にな の耐滑性試験(規格値0.	す破損は認められなかっ 定める寸法値を満たして	た。○当該製品の いた。○JIS	靴底の厚さは、JIS T 8101(安全靴)	
(事故発生地) 東京都					、床条件がイオン交換水の られなかった。○事故現場	の湿潤状態では0.40 場と同様の濡れた石畳で	であり、他社製品の、被験者2名が当ま	と比較しても差異は認め 亥製品、事故同等品及び	
果泉郁					他社の類似品を履いて歩れができ、他社の類似製品。 況の詳細が不明のため、 滑性に異常が認められない	と比較しても差異は認め 事故原因の特定には至ら	られなかった。● なかったが、当該	事故発生時の場所及び状 製品の靴底の厚さ及び耐	
				(重傷)				(F2)	
A201400773	手袋(作業用)	当該製品を使用した 障害を負った。	ところ、	手に皮膚	成分であるリノール酸を含	含め、複数の化学物質が	検出された。○個別		(受付:2015/02/23)
2014-2444					チテストの結果、検出されである天然ゴムに含有されたものと考えられ、一般に起因しない事故と推定され	れるリノール酸との接触 こ含有される成分に対す	により、アレルギ-	-性接触皮膚炎を発症し	
(事故発生地)									
新潟県				(重傷)				(F2)	
A201400782	手袋(作業用)	当該製品を使用した	ところ、					から、天然ゴム成分であ	(受付:2015/02/25)
2014-2445		障害を負った。			るリノール酸を含め、複数の結果、検出された物質の 然ゴムに含有されるリノ- 考えられ、一般に含有され い事故と推定される。	のうちリノール酸のみ陽 -ル酸との接触により、	性であった。●当 アレルギー性接触』	変製品の原材料である天 皮膚炎を発症したものと	
(
(事故発生地) 新潟県									
				(重傷)				(F2)	

製品区分: 06.身のまわり品 No. 0036

- 我而巨刀	73 · 4 · 4 · HA			
経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A201500383	靴	当該製品を履いて歩行中、転倒し、右 足を負傷した。	○当該製品は、靴底にある3か所の凸部によって、意図的に不安定な状態を作り出している構造であった。○当該製品の耐滑性能に異常は認められなかった。○当該製品の靴底に、	(受付:2015/09/10)
2015-1405			著しい摩耗、劣化、破損等の異常は認められなかった。○事故現場は雨で濡れた金属製蓋の上であった。●詳細な使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の耐滑性能、破損等の異常は認められないことから、路面状況や歩行状態等、複合的	
2015/06/26			な要因によって転倒し、事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
(事故発生地)				
東京都		(重傷)	(F2)	
A201500544	靴	当該製品を履いて歩行中、右足をひね り、負傷した。	○使用者は、自宅近くの平坦なアスファルトの舗装路で、小型犬をつれて散歩中に靴の中 で右足が外側に滑り、ひねって怪我をした。○当該製品は、靴紐の一部が破損し、靴底は右	(受付:2015/12/04)
2015-1960		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	足に比べて左足の踵部分が著しく摩耗していたが、詳細な使用状況は不明であった。○当該 製品でJIS T 8101:2006(安全靴)に準拠した靴底滑り試験を実施した結果	
2015/11/03			、靴底の耐滑性は規格値を満たしていた。また、試し履き試験を実施した結果、滑りやすいなどの異常は認められなかった。○当該製品で被験者実験を実施した結果、取扱説明書に従って靴紐を緩みなく結んだ状態で履いた場合では異常は認められなかった。●詳細な使用状	
(事故発生地)			況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品を取扱説明書に従って靴紐を 緩みなく結んだ状態で履いた場合は、中敷及び足が靴の中で滑ることはないことが確認され たことから、製品に起因しない事故と推定される。	
東京都		(重傷)	(F2)	
A201500568	ろうそく(芳香用)	当該製品を使用中、当該製品及び周辺 を焼損する火災が発生した。	○ガラス製容器にろうそくが入った当該製品を使用中に、火災が発生したが、使用者は別 室にいた。○当該製品の破断の起点と推測される部分は、製品の底面外側(ろうの接しない	(受付:2015/12/11)
2015-2064			側)であった。○使用中の当該製品のろうの中に異物が混入したか否かについては不明であった。○同等品30個のうち、1個のろうの中に異物の混入が認められたが、燃焼状況に異常は認められず、他の同等品も含め、通常使用において異常燃焼は認められなかった。○異	
2015/11/21			物の混入を模して容器の中にティッシュを入れた燃焼では、燃焼炎が拡大し継続的な異常燃 焼(液面燃焼と推定)が認められたが、異常燃焼のまま鎮火に至り、破断や破損は認められ	
(事故発生地)			なかった。○同等品の試験からは、当該製品の破断原因を特定するまでには至らなかった。 ●事故発生時の当該製品の燃焼状況及び周辺の状況が不明なことから、事故原因の特定には 至らなかったが、当該製品及び同等品に事故に至る異常が認められないことから、製品に起	
埼玉県		(火災)	因しない事故と推定される。 (F2)	

製品区分: 010.繊維製品 No. 0037

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事	故	原	因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A201300170	カーペット	当該製品の上で運動中、滑って転倒し、負傷した。	○使用者が当該製品の」 変色などの劣化による異常			該製品は、表面に傷みや 般家庭用であり、運動で	(受付:2013/06/04)
2013-0641			の使用は想定されておらる た結果、特に滑りやすいも 至ったものと考えられ、値	ず、滑り対策は施されて ものではなかった。●当	ていなかった。○当詞 当該製品上で卓球中I	該製品を類似品と比較し	
2013/05/01			主力にものと考えられ、『	文川省 (地政) りみ文ガ	70世紀で10分。		
(事故発生地)							
兵庫県							
		(重傷)				(E1)	
A201500692	衣類(Tシャツ)	当該製品を着用してガスこんろを使用 していたところ、当該製品に着火し、火	た。○当該製品の燃焼性は	こ異常は認められなかっ	った。〇縫付ラベルI	りとしたデザインであっ には、「火気に近づくと	(受付:2016/01/22)
2015-2354		傷を負った。	着火することがある。」を たことから、使用中のガス される。				
2015/08/07							
(事故発生地)							
埼玉県							
		(火災 重傷)				(E2)	